

令和7年度 第1回市長会議次第

令和7年5月8日（木） 10:00

栃木県自治会館 403会議室

1 開 会

2 あいさつ

- (1) 会長あいさつ
- (2) 再選市長あいさつ
- (3) 新任市長あいさつ
- (4) 栃木県総合政策部長あいさつ

3 報告事項

- (1) 会務報告について [資料1]
- (2) 市長会長及び副会長の役職について [資料2]
- (3) 全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程について(5～10月) [資料3]

4 協議事項

- (1) 栃木県市長会役員改選について [資料4]
 - 会 長（1名） →宇都宮市長に決定
 - 副会長（1名） →那須烏山市長に決定
 - 監 事（2名） →足利市長、矢板市長に決定

(2) 役員・委員の推薦について

※事務局案のとおり決定

- ① 全国市長会 [資料5]
 - 理 事（1名）
 - 評議員（3名）
- ② 全国市長会関東支部 [資料6]
 - 理 事（1名）
- ③ 栃木県市長会代表役職（5団体5役職） [資料7]
 - ア 栃木県水防協議会
 - イ 栃木県環境審議会
 - ウ (公財)とちぎ環境・みどり推進機構
 - エ (公財)栃木県育英会
 - オ 栃木県競技力向上対策本部

(3) 県に対する要望について (春季) 18件

[資料8-1・2]

※原案のとおり決定

(4) 国に対する要望について

※原案のとおり決定

① 全国市長会関東支部提出議案

[資料9]

② 国に対する要望 (新規) 10件

[資料10-1・2]

5 その他

(1) 市町村長会議の協議案件について

[資料11]

6 閉会

栃木県市長会会務報告

期 日	種 別	概 要
R7. 1. 14 (火)	第 4 回市長会議	<p>栃木県自治会館において開催し、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。</p> <p>〔報告〕</p> <p>(1) 会務報告について</p> <p>① 安全・安心の道づくりを求める要望</p> <p>(2) 外部からの要請・要望等について</p> <p>① 全日本自治体退職者会栃木県本部</p> <p>② 栃木県退職者連合</p> <p>③ 日本弁護士連合会</p> <p>〔協議〕</p> <p>(1) 令和6年度栃木県市長会一般会計補正予算(第1号)(案)について</p> <p>(2) 令和7年度法令外負担金審議について</p> <p>(3) 令和7年度栃木県市長会事業計画(案)について</p> <p>(4) 令和7年度栃木県市長会歳入歳出予算(案)について</p>
R7. 1. 29 (水)	全国市長会各委員会	<p>東京都千代田区「全国都市会館」、「ホテルルポール麹町」、「JA 共済ビル」、「東京ガーデンテラス紀尾井町」にて、行政、財政、社会文教、経済の各委員会が開催され、令和7年度政府予算案のうち各委員会所管事項及び重点事項等について、関係省庁から説明を聴取し、意見交換を行った。</p>
R7. 1. 29 (水)	全国市長会理事・評議員合同会議	<p>東京都千代田区「日本都市センター会館」において開催され、報告については了承し、協議については、原案のとおり決定した。</p> <p>〔講演〕</p> <p>地方行財政の課題</p> <p>総務審議官 原 邦彰 氏</p> <p>〔報告〕</p> <p>(1) 令和7年度国の施策及び予算に関する提言について</p> <p>(2) 諸会議の開催状況等について</p> <p>〔協議〕</p> <p>(1) 令和7年度全国市長会収支予算(案)等について</p> <p>(2) 第95回全国市長会議(通常総会)開催要領(案)について</p>
R7. 2. 5 (水) ～2. 6 (木)	市長調査研究及び秘書担当課長研修会	<p>静岡県沼津市において、下記のとおり調査研究を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リノベーションまちづくりについて(沼津市) ・AOI-PARCの取り組みについて(静岡県)
R7. 2. 17 (月)	全国市長会社会文教委員会	<p>WEB形式にて開催され、以下2件について国から説明を受け、また今後の委員会運営等について協議した。</p>

期 日	種 別	概 要
		(1)「学校の適正規模・適正配置について」 (2)「部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ・文化芸術環境の整備について」
R7. 4. 9 (水)	全国市長会 関東支部役員会	次の事項について、協議については原案のとおり決定し、報告については了承した。 [協議] (1) 令和7度全国市長会関東支部歳入歳出予算(案)について (2) 第114全国市長会関東支部総会の開催日程等について (3) 都県市長会提出議案の取扱いについて (4) 全国市長会及び全国市長会関東支部次期役員の推薦について (5) 次期役員会の開催日程等について [報告] (1) 関東支部会務報告について (2) 市区長選挙の結果報告について (3) 全国市長会関東支部役員の異動について (4) 全国市長会役員の異動について [その他] (1) 関東支部推薦の全国市長会理事又は評議員の補欠推薦の方法等に関する申合せについて
R7. 4. 9 (水)	全国市長会 理事会	東京都千代田区「全国都市会館」において開催され、報告について了承した。 [講演] 「生成AI、SNS時代の民主主義」 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授 山口 真一 氏 [報告] (1) 諸会議の開催状況等について (2) その他
R7. 4. 15 (火)	全国市長会 社会文教委員会	WEB形式にて開催され、以下2件について国から説明を受け、また今後の委員会運営等について協議した。 (1)「こども誰でも通園制度について」 (2)「学校給食をめぐる最近の動向について」

栃木県市長会長の県附属機関等の役職

令和7年5月8日現在

番号	団 体 名	役 職 名	任 期	任 期 満 了 日
1	栃木県防災会議	委 員	2年	令和7年9月
2	(公財)栃木県消防協会	顧 問	任期なし	
3	栃木県人権教育・啓発推進県民会議	委 員	任期なし	
4	栃木県「県民の日」実行委員会	副会長	任期なし	
5	北方領土返還要求運動栃木県民会議	会 員	任期なし	
6	東北縦貫自動車道建設同盟会	会 員	任期なし	
7	栃木県交通安全対策協議会	委 員	任期なし	
8	栃木県交通安全対策会議	委 員	3年	令和9年3月
9	栃木県薬物乱用対策推進本部	本部員	任期なし	
10	「小さな親切」運動栃木県本部	顧 問	2年	令和7年5月
11	日本赤十字社栃木県支部	副支部長	3年	令和7年5月
12	栃木県国保事業充実強化推進協議会	構成員	任期なし	
13	(一財)栃木県青年会館	顧 問	1年	年度ごと
14	栃木県藤楓協会	理 事	3年	令和10年4月
15	(社福)栃木県共同募金会	顧 問	任期なし	
16	栃木県信用保証協会	理 事	3年	令和7年8月
17	栃木県中小企業団体中央会	特別会員	任期なし	
18	栃木県県土整備事業協議会	副会長	2年	令和8年6月
19	栃木県地方税務協議会	顧 問	任期なし	
20	栃木県地域留学生交流推進協議会	構成員	任期なし	
21	栃木県国会等移転促進県民会議	副会長	2年	令和8年7月
22	(公財)栃木県暴力追放県民センター	副会長	任期なし	
23	(公財)栃木県市町村振興協会	理事長	2年	令和8年6月
24	東京栃木県人会	会 友	任期なし	
25	栃木県暴走族等根絶対策協議会	構成員	任期なし	
26	とちの環県民会議	運営委員	2年	令和8年5月
27	栃木県国民保護協議会	委 員	2年	令和7年9月
28	栃木県安全で安心なまちづくり県民会議	副会長	任期なし	
29	栃木県農地水多面的機能保全推進協議会	副会長	5年	令和9年3月
30	関東地方非常通信協議会	委 員	任期単年	
31	とちぎ未来クラブ	副会長	任期なし	
32	栃木県アンテナショップ協議会	副会長	任期なし	平成23年3月～
33	栃木県観光振興・復興県民会議	構成員	任期なし	平成23年12月～
34	栃木県「山の日」協議会	委 員	任期なし	平成25年11月～
35	「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会	副会長	3年	令和8年3月
36	全国市長会防災対策特別委員会	委 員	任期なし	平成30年7月～
37	とちぎカーボンニュートラル実現会議	委 員	1年	令和8年5月
38	栃木県自治会館建替検討委員会	委 員	任期なし	令和2年4月～審議終了まで

◎新しく就任した役職

39	(公社)栃木県防犯協会	副会長	2年	令和9年5月定時総会
----	-------------	-----	----	------------

栃木県市長会副会長の県附属機関等の役職

令和7年5月8日現在

番号	団 体 名	役 職 名	任 期	任 期 満 了 日
1	全国市長会	理 事	1 年	令和7年6月
2	栃木県市町村総合事務組合	管理者	2 年	令和8年4月
3	(公財) 栃木県農業振興公社	評議員	4 年	令和10年6月
4	(公財) 栃木県環境保全公社	評議員	4 年	令和7年6月
5	東京栃木県人会	会 友	任期なし	
6	とちぎの元気な森づくり県民会議	監 事	2 年	令和8年5月
7	とちぎ女性活躍応援団	代表者	任期なし	平成28年9月～
8	栃木県自治会館建替検討委員会	委 員	任期なし	令和2年4月～審議終了まで
9	(株)とちぎテレビ	取締役	1 年	令和7年6月～(予定)

全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程(5月～10月)

関東支部役員会 (県会長・顧問：宇都宮市長、理事：真岡市長)
 ・日 時 令和7年5月13日(火) 午後1時30分～
 ・場 所 ハイランドリゾートホテル(山梨県富士吉田市)

第114関東支部総会 (全市長)
 ・日 時 令和7年5月14日(水) 午前10時～
 ・場 所 ハイランドリゾートホテル(山梨県富士吉田市)

栃木県市町村長会議 (全市長)
 ・日 時 令和7年5月27日(火) 午後3時～
 ・場 所 等 栃木県公館

全国市長会理事・評議員合同会議
 (県会長・相談役：宇都宮市長、理事：真岡市長、評議員：大田原市長・那須塩原市長・那須烏山市長)
 ・日 時 令和7年6月3日(火) 午前10時30分～
 ・場 所 日本都市センター会館

全国市長会分科会 (全市長)
 ・日 時 令和7年6月3日(火) 午後1時～
 ・場 所 ルポール麴町ほか

市長フォーラム (全市長)
 ・日 時 令和7年6月3日(火) 午後3時30分～
 ・場 所 ニッショーホール

第94回全国市長会議 (全市長)
 ・日 時 令和7年6月4日(水) 午前10時～
 ・場 所 ホテルニューオータニ

全国市長会各委員会 (新県会長、理事：新県副会長、新評議員)
 ・日 時 令和7年6月4日(水) 総会終了後
 ・場 所 ホテルニューオータニ

全国市長会理事・評議員合同会議 ((新県会長、理事：新県副会長、新評議員)
 ・日 時 令和7年7月17日(木) 各委員会：午前10時～
 理事・評議員合同会議：午後1時～
 ・場 所 全国都市会館ほか

令和7年度第2回市長会議 (全市長)
 ・日 時 令和7年7月29日(火) 会議：午後2時～
 知事を囲む懇談会：午後5時～
 ・場 所 那須烏山市

令和7年度副市長会議（全副市長）

- ・日 時 令和7年8月22日（金）午後3時～
- ・場 所 ホテル東日本宇都宮（宇都宮市）

栃木県政策懇談会（全市長）

- ・日 時 令和7年8月28日（木）午後2時～
- ・場 所 等 オンライン

全国都市問題会議（全市長）

- ・日 時 令和7年10月9日（木）～10日（金）
- ・場 所 ライトキューブ宇都宮（栃木県宇都宮市）

関東支部役員会（新県会長、新理事）

- ・日 時 令和7年10月16日（木）～17日（金）
- ・場 所 ホテル春日居（山梨県笛吹市）

令和7年度第3回市長会議（全市長）

- ・日 時 令和7年10月23日（木）午後3時30分～
- ・場 所 足利市

栃木県市長会会則（抜粋）

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 監事 2名

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 役員には、報酬を支給しない。

（選任）

第6条 役員は、市長会議において、会員のうちから互選する。

（任期）

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

栃木県市長会役員名簿

令和7年5月8日現在

会 長 佐 藤 栄 一 (宇都宮市長)

副会長 石 坂 真 一 (真岡市長)

監 事 粉 川 昭 一 (日光市長)

〃 川 俣 純 子 (那須烏山市長)

栃木県市長会役員調べ

○印 監事 (令和5年3月23日現在)

市	年度																		
	平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
宇都宮				副会長	会長	会長	会長	会長	会長										
足利	会長	会長	会長							○	○								
栃木				○										○	○				
佐野				○	副会長														
鹿沼		○								○	○						副会長	副会長	
日光	○							○	○									○	○
小山		○	○										○	○					
真岡			○										○	○					副会長
大田原	副会長	副会長	副会長	会長										○	○				
矢板	○							○	○										
那須塩原					○												○	○	
さくら					○												○	○	
那須烏山							○	○										○	○
下野							○	○									副会長		

全国市長会役員調べ

事務局案

○印：評議員 任期：1年

年度 市	平成 22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7
宇都宮					副会長	相談役	相談役	相談役	相談役	相談役	相談役	相談役	副会長	相談役	相談役	相談役
足利		○				○				○			○			
栃木				○				○				○				○
佐野	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事			○		
鹿沼				○				○				○	理事	理事	理事	
日光	○ (監事)			○				○					○			
小山	○				○				○			○				○
真岡	○				○				○				○			
大田原			○				○				○				○	
矢板		○				○				○				○		
那須塩原			○				○				○				○	
さくら		○				○				○				○		
那須烏山			○				○				○				○	
下野					○				○			理事				○

(2) 全国市長会

(令和7年2月13日現在)

役職名	市区名	市区長名	次期	備考
副会長	流山市長	井崎義治	東京都 1名	
	本庄市長	吉田信解	—	会長推薦
理事	新宿区長	吉住健一	東京都 3名	計14名
	足立区長	近藤弥生		
	福生市長	加藤育男		
	三浦市長	吉田英男	神奈川県 2名	
	藤沢市長	鈴木恒夫	埼玉県 2名	
	蕨市長	頼高英雄		
	—	—	千葉県 2名	
	成田市長	小泉一成		
	南房総市長	石井裕		
	行方市長	鈴木周也	茨城県 2名	
	北茨城市長	豊田稔		
	—	—	栃木県 1名	
	安中市市長	岩井均	群馬県 1名	
	—	—	山梨県 1名	
評議員	日野市長	大坪冬彦	東京都 7名	計38名
	多摩市長	阿部裕行		
	江戸川区長	斉藤猛		
	稲城市長	高橋勝浩		
	府中市長	高野律雄		
	練馬区長	前川耀男		
	—	—		
	茅ヶ崎市長	佐藤光	神奈川県 4名	
	平塚市長	落合克宏		
	南足柄市長	加藤修平		
	—	—		
	三郷市長	木津雅晟	埼玉県 6名	
	東松山市長	森田光一		
	本庄市長	吉田信解		
	さいたま市長	清水勇人		
	羽生市長	河田晃明		
	ふじみ野市長	高畑博		
	佐倉市長	西田三十五	千葉県 6名	
	袖ヶ浦市長	粕谷智浩		
白井市長	笠井喜久雄			
鎌ヶ谷市長	芝田裕美			
君津市長	石井宏子			
富里市長	五十嵐博文			

筑西市長	須藤 茂	茨城県 6名
下妻市長	菊池 博	
高萩市長	大部 勝規	
坂東市長	木村 敏文	
神栖市長	石田 進	
鉾田市長	岸田 一夫	
那須塩原市長	渡辺 美知太郎	栃木県 3名
大田原市長	相馬 憲一	
那須烏山市長	川俣 純子	
沼田市長	星野 稔	群馬県 3名
渋川市長	高木 勉	
富岡市長	榎本 義法	
上野原市長	村上 信行	山梨県 3名
富士吉田市長	堀内 茂	
山梨市長	高木 晴雄	

※ 任期は、全国市長会総会（令和7年6月4日）から次の総会まで

委員会

4の委員会が設置され、所管事項に係る調査研究その他政策審議を行う。

各委員会の構成は、理事、評議員、支部長、都道府県市長会会長、特別委員会委員長、協議会会長からなり、副会長及び相談役は、担当事項を所管する委員会の会議に出席できる。

委員会の設置及びその所管事項並びに組織、運営に関する事項については、評議員会に諮って会長が定める。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 行政委員会 | 地方自治制度、選挙制度、都市振興方策及び地方公務員制度に関する事項等（担当：行政部） |
| (2) 財政委員会 | 地方財政制度、地方税制度及び地方公営企業制度に関する事項等（担当：財政部） |
| (3) 社会文教委員会 | 厚生労働行政及び文教科学行政に関する事項等（担当：社会文教部） |
| (4) 経済委員会 | 経済産業行政、国土交通行政、農林水産行政及び環境行政に関する事項等（担当：経済部） |

全国市長会関東支部役員調べ

事務局案

○印：理事 任期：1年

年度 市	平成 22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	
宇都宮	県会長	県会長	副支部長 県会長	支部長 県会長	顧問 県会長	顧問 県会長	顧問 県会長	顧問 県会長	顧問 県会長	顧問 県会長	副支部長 県会長・顧問	支部長 県会長・顧問	顧問 県会長	顧問 県会長	顧問 県会長	顧問 県会長	顧問
足利							○										
栃木									○								
佐野												○					
鹿沼					○												○
日光	○									監事							
小山								○									
真岡						○										○	
大田原										○							
矢板	○										○						
那須塩原						監事											
さくら			○										○				
那須烏山			監事											○			
下野					○									監事			

役員関係参考資料

(1) 全国市長会関東支部

(令和7年2月13日現在)

役職名	市区名	市区長名	次期
支部長	東村山市長	渡部 尚	山梨県
副支部長	笛吹市長	山下 政樹	群馬県
理事	新宿区長	吉住 健一	各都県から1名
	小田原市長	加藤 憲一	
	蕨市長	頼高 英雄	
	いすみ市長	太田 洋	
	桜川市長	大塚 秀喜	
	真岡市長	石坂 真一	
	館林市長	多田 善洋	
監事	北杜市長	大柴 邦彦	東京都
	桐生市長	荒木 恵司	
都県市長会会長	南アルプス市長	金丸 一元	神奈川県
	東村山市長	渡部 尚	各都県市長会 会長
	鎌倉市長	松尾 崇	
	朝霞市長	富岡 勝則	
	いすみ市長	太田 洋	
	水戸市長	高橋 靖	
	宇都宮市長	佐藤 栄一	
	太田市長	清水 聖義	
甲斐市長	保坂 武		

※ 任期は、支部総会（令和7年5月14日）から次の総会まで。
但し、都県市長会長の任期は、各都県市長会で決定した期間とする。

栃木県市長会代表の役職【改選前】

令和7年5月8日現在

番号	役職名	任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
1	栃木県農業信用基金協会	理事											○			
2	栃木県都市計画審議会	委員		○												
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員										○				
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事					理	理						監	理	
5	栃木県医療審議会	委員										○				
6	栃木県国民健康保険審査会	委員					○					○				
7	栃木県国土利用計画地方審議会	委員							○							
8	(公財) 栃木県市町村振興協会	評議員												評		
		監事													監	
10	栃木県社会福祉審議会	委員				○										
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員					○									
13	(公財) 栃木県国際交流協会	評議員								○						
14	栃木県立博物館協議会	委員														○
15	(公財)とちぎ建設技術センター	評議員・監事						監			評					評
		理事								理						理
16	栃木県人権施策推進審議会	委員		○												
17	栃木県市町村総合事務組合	議員			○						○			○	○	
18	栃木県後期高齢者医療審査会	委員		○				○								
21	とちぎ創生15戦略評価会議	委員														○
22	(一社) 栃木県農業会議	理事				○										
23	保証事業栃木協議会	委員						○								
24	栃木県緑の少年団連盟	理事			○											
25	とちぎ木づかい促進協議会	構成員									○					
27	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員								○						
30	栃木県次期プラン策定懇談会	委員		○												
31	栃木県農政審議会	委員							○							
32	栃木県人口未来会議	委員										○				

◎終了となる役職等

28	日本郵便(株) 郵政事業有識者懇談会(栃木エリア)	委員				○										
29	とちぎグリーン農業推進協議会	委員							○							

◎改選となる役職

9	栃木県水防協議会	委員														○
11	栃木県環境審議会	委員									○					
19	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	理事										○				
20	(公財) 栃木県育英会	理事													○	
26	栃木県競技力向上対策本部	委員		○												

○代表役職の就任数(終了を除く)

0 4 2 3 2 4 2 3 3 4 3 3 2 3

栃木県市長会代表の役職【事務局案】

令和7年5月8日現在

番号	役職名	任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
1	栃木県農業信用基金協会	理事											○			
2	栃木県都市計画審議会	委員		○												
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員										○				
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事					理	理						監	理	
5	栃木県医療審議会	委員										○				
6	栃木県国民健康保険審査会	委員					○					○				
7	栃木県国土利用計画地方審議会	委員							○							
8	(公財) 栃木県市町村振興協会	評議員												評		
		監事													監	
10	栃木県社会福祉審議会	委員				○										
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員					○									
13	(公財) 栃木県国際交流協会	評議員								○						
14	栃木県立博物館協議会	委員														○
15	(公財)とちぎ建設技術センター	評議員・監事						監			評				評	
		理事									理					理
16	栃木県人権施策推進審議会	委員		○												
17	栃木県市町村総合事務組合	議員			○						○			○	○	
18	栃木県後期高齢者医療審査会	委員		○				○								
21	とちぎ創生15戦略評価会議	委員														○
22	(一社) 栃木県農業会議	理事				○										
23	保証事業栃木協議会	委員						○								
24	栃木県緑の少年団連盟	理事			○											
25	とちぎ木づかい促進協議会	構成員									○					
27	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員								○						
30	栃木県次期プラン策定懇談会	委員		○												
31	栃木県農政審議会	委員							○							
32	栃木県人口未来会議	委員										○				

◎改選となる役職

事務局案 (希望調査及び選出方法による)

9	栃木県水防協議会	委員			○											
11	栃木県環境審議会	委員							○							
19	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	理事					○									
20	(公財) 栃木県育英会	理事														○
26	栃木県競技力向上対策本部	委員									○					

○代表役職の就任数 (終了を除く)

0 4 3 3 3 4 3 3 4 4 3 3 3 3

栃木県市長会代表役職の選出方法

- ◆各市長の役職数 ⇒ 5つ以内とする。
ただし、会長は原則として役職に就任しない。

- ◆新規に推薦依頼があった場合、継続で推薦依頼があった場合、ともに次のとおりとする。
代表役職が、4つ以内の市長の希望を確認する。
 - ① 1市の場合 ⇒ 希望市に決定
 - ② 複数市の場合 ⇒ 希望市の中で就任役職の少ない市から建制順
 - ③ 希望市なしの場合 ⇒ 5つを超えない範囲で就任役職の少ない市から建制順
(副会長は、建制順によらず最後とする。)

- ◆任期のない役職については、2年で任期満了とみなし、上記の手続きを取ることとする。

- ◆任期のある役職で、市長選等により役職の任期途中で市長が退任した場合の残任期間については、後任の市長が務めるものとする。

附則 この取決めは、平成12年10月6日から適用する。
ただし、任期のない役職については、平成13年度から適用する。

附則 この取決めは、平成15年1月15日から適用する。

附則 この取決めは、平成15年8月4日から適用する。

附則 この取決めは、平成16年4月13日から適用する。

附則 この取決めは、令和6年4月25日から適用する。

改選となる役職の団体設置根拠・目的について

No.9 栃木県水防協議会

○水防法

(都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることで

No.11 栃木県環境審議会

○環境基本法

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第43条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

○自然環境保全法

(都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第51条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

No.19 (公社)とちぎ環境・みどり推進機構

○公益社団法人とちぎ乗境・みどり推進機構定款

(目的)

第3条 この法人は、緑化の推進、森林整備、環境保全等に関する事業を行い、緑豊かで良好な環境の県土づくりに寄与すること及び国際貢献を目的とする。

No.20 (公財) 栃木県育英会

○公益財団法人栃木県育英会定款

(目的)

第3条 この法人は、父母等保護者又はこれに代わる者が栃木県内に住所を有する学生又は生徒で、高等学校、大学、大学院、専修学校等に在学し、健全な心を有し、学業が優れながら経済的理由により修学困難なものに対する育英奨学事業

を行い、教育の機会を与えることを通じて心身の健全な発達に寄与し、もって豊かな人間性を涵養して将来社会に貢献し得る有用な人材を育成することを目的とする。

No.26 栃木県競技力向上対策本部

○栃木県競技力向上対策本部規約

(目的)

第2条 対策本部は、本県の安定した高い競技力の確保及び恒久的なスポーツの振興を目指し、本県スポーツの発展に寄与することを目的とする。

県への要望事項（令和7年度 春季） 一覧

No.	要望事項	提案市	県担当部署	要望の概要	内容区分	要望経過
1	政府機関等の地方移転に係る積極的な誘致体制の構築について	佐野市	総合政策部 危機管理防災局 総合政策課 危機管理課	県においては、分散型社会の構築にむけ、首都が有する社会機能の一部について地方への分散移転促進に取り組んでいるところであるが、特に 防災庁等の政府機関等が本県に移転することで、県としての防災力強化や防災関連企業や人材の誘致につながることから、積極的な誘致体制の構築を求める もの。	②	R2秋
2	結婚支援施策の充実等について	矢板市	生活文化スポーツ部 保健福祉部 県民協働推進課 こども政策課	こども計画等の策定において、市単独でのアンケート調査等ではデータが少なく、広範なデータを基にした施策の検討に限界があることから、 県が結婚に関する調査やアンケートを実施する場合に、その結果を各市町が共有で活用できるような設問にした上で、調査結果基礎データについて、提供可能となるよう検討いただきたい。 また、 県と市町が協働して実施する大規模な結婚支援事業についても引き続き検討いただき、県全体で一体となった支援の仕組みを構築するよう求める もの。	②	
3	看護小規模多機能型居宅介護の広域利用について	大田原市	保健福祉部 高齢対策課	看護小規模多機能型居宅介護に対応できる事業所は全国的にも少なく、県内でのすべての市町には所在していないが、原則として事業所が所在する市町村の被保険者のみの利用となっている。同一市町村に当該事業所がない場合または他市町村の事業所の方が近い場合等に限り広域的な利用が可能となるが、県内市町における当該サービスの円滑な利用のため、他市町利用の統一の方針の策定を求める もの。	②	
4	重度心身障がい者医療費助成制度の見直しについて	鹿沼市	保健福祉部 障害福祉課	重度心身障害者医療費助成制度について、利用者の利便性を向上させるため、市町が「現物給付方式」を導入した場合、県からの補助率が2分の1から4分の1に減額され、各市の財政負担が大きくなることから、受給者の負担軽減を考慮し、「現物給付方式」を実施した場合にも、「償還払い方式」同様に県補助率の2分の1の維持を要望する もの。	①②	R3春秋 R5秋 R6春
5	地域障害児支援体制強化事業の県補助について	さくら市	保健福祉部 障害福祉課	障害のある子どもの発達支援・療育を行う児童発達支援センターは、各市町に少なくとも1か所以上設置することを基本とすると定められており、児童福祉法の改正により当該センターが地域における障害児支援の中核的役割を担う機関として明確に位置付けられたところである。しかし中核的役割を担うためには、専門的職員を配置し、障害児の家族、関係機関との連携や助言指導など様々な機能強化が必要になることから、センターを必要とする児童の支援体制強化のため、県による財政支援を求める もの。	①	
6	国民健康保険事業納付金に係る財政調整事業の的確な実施について	足利市	保健福祉部 国保医療課	これまで県は、栃木県国民健康保険運営方針（第3期）に基づき、財政調整事業を実施してきたが、令和5年度・6年度に基金残高が激減したことから、令和7年度は市町の国民健康保険事業費納付金が増額し、一部の市では財政不足の恐れが生じる状況である。 国民健康保険事業費納付金の上昇は市財政や市民負担に大きな影響を伴うことから、県は 財政運営の責任主体の立場から、栃木県国民健康保険財政安定化基金の適正化を図り、的確な財政調整事業を実施することにより、国民健康保険事業費納付金の著しい増加を抑制することを要望する もの。	②	R6秋
7	産業団地整備における栃木県環境影響評価条例の対象事業要件について	下野市	環境森林部 環境森林政策課	各市において、雇用の創出並びに自主財源の確保等を目指し、新たな産業団地開発が進んでいるが、一定規模（50ha）以上の開発を行う場合は栃木県環境影響評価条例の対象事業とされており、既存産業団地等との一体性が認められる場合は既存産業団地等を含む面積が規模要件となり、評価の手続きに一定の時間を要することになる。 産業団地整備における栃木県環境影響評価条例の対象事業要件や運用方法など、更なる産業団地開発の推進に向けた支援について検討するよう求める もの。	②	
8	有機フッ素化合物（PFOA・PFOS）への対策について	下野市	環境森林部 県土整備部 環境保全課 上下水道課	近年全国的に 有機フッ素化合物（PFAS）による汚染が深刻化しており、県内でも下野市において国の暫定目標値を超える濃度が検出される事例が確認されたことから、地下水汚染原因の特定や汚染状況の調査、新たな水源・浄化施設等の整備、市民への浄水器購入補助等、有機フッ素化合物への対策について、技術支援や財政支援を要望する もの。 また、 市町域を超えた広域的な対応が必須であることから、県の協力のもと関係市町間の情報共有や連携した対応ができる場の設置を求める もの。	②	
9	渡良瀬遊水地のイノシシ管理について	小山市	環境森林部 自然環境課	県では「栃木県イノシシ管理計画（五期計画）」に基づき、イノシシ管理の各種施策を実施しているが、 日本最大級の遊水地である渡良瀬遊水地は、栃木県・茨城県・群馬県・埼玉県との4県境にまたがっており、そこでのイノシシの増加は、周辺地方公共団体、更には関東一円への被害拡大が懸念されることから、渡良瀬遊水地のイノシシ管理について、抜本的な措置を講じるよう求める もの。	①②	H29春

No.	要望事項	提案市	県担当部署	要望の概要	内容区分	要望経過
10	栃木県森林組合連合会が行う地籍調査事業への支援継続について	大田原市	環境森林部 森林整備課	所有者不明森林の増加等による森林の荒廃化を防ぐための森林経営管理制度の開始から6年が経過したが、各市では地籍調査が進んでおらず、境界の明確化に係る業務に多くの時間を要している。 栃木県森林組合連合会において、県の補助金を活用し、県内各市の地籍調査事業を実施しているが、令和9年度で計画期間が終了となるため、補助金等による支援継続を求めるもの。	①	
11	地域未来投資促進法に基づく民間開発に係る補助制度の拡充及び期間延長について	足利市	産業労働観光部 産業政策課	企業立地における地域未来投資促進法に基づく栃木県の優遇制度のうち、 法人税等の特別償却または税額控除が受けられる地域未来投資促進税制（R6年度末まで）と、不動産取得税課税標準額に対する補助が受けられる栃木県企業立地・集積促進補助金（R7年度末まで）の対象期間の延長と、事業者が行う用地取得、造成工事等ハード面の経費を補助する補助金の新設を要望するもの。	①	R6春
12	G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合開催を契機とした国際会議及び国内諸会議の誘致の強化について	日光市	産業労働観光部 観光交流課	「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」の開催を契機とし、知事からも、大規模イベントの誘致等にも取り組んでいく意思表示があったところであり、日光市の例では、首都圏で実施される観光商談会等において、宿泊につながる誘致を中心に行っており、さらに宇都宮市とも連携し、MICE開催プランの提供をしている。会議等の誘致は新たな交流人口の拡大も期待できることから、県の主導により、県内各地の魅力を向上させる取り組みの推進及びMICE誘致・受入に向けた県内市町の連携体制の構築と、県内で開催されるコンベンションに対する支援制度の創設を要望するもの。	①	R3~5秋 R6春秋
13	レベル4自動運転バス導入にあたっての県支援体制の強化について	小山市	県土整備部 交通政策課	国では地域公共交通のり・デザインのひとつとして、自動運転などデジタル技術を実装する「交通DX」を推進しており、県でも令和3年度から10市町において実証実験を実施し、実装によるドライバー不足の解消や新たなビジネスモデルの創出、交通事故減少等多くの効果が期待されているが、導入には多額の予算が必要となり、導入に係る国庫補助事業の補助率が令和7年度より引き下げられることから、本事業の安定的・計画的実施のため、財政面を含めた支援体制の強化を求めるもの。	①	
14	県東部地域への排水ポンプ設備の配備	那須烏山市	県土整備部 河川課	令和元年東日本台風をはじめ、近年では短時間での異常な降雨による被害が多く発生し、各市では都度消防本部等による排水作業や土嚢を積む等の応急措置に追われていることから、住民の安心・安全のため、 令和3年度に県南地域に配備された排水ポンプ車を、県東部地域へ配備するよう求めるもの。	②	
15	文科省が進める不登校児童生徒等の学び継続事業「校内教育支援センターの設置促進」に関わる経費負担について	真岡市	教育委員会事務局 義務教育課	文科省が提唱する「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策『COCORO』プラン」において、 校内教育支援センターの設置と支援員の配置が推進されているが、支援員の配置に係る経費は国・県・市町それぞれ1/3の負担である一方、校内教育支援センター設置に係る経費は国1/3、市町2/3であり、今後すべての学校に同センターを設置するには各市の財政負担が大きいことから、校内教育支援センター設置に係る経費について、県による財政支援を求めるもの。	①	
16	小・中・義務教育学校への教員業務支援員の配置について	佐野市	教育委員会事務局 義務教育課	スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の配置は、本県の場合、市町が実施主体となる「間接補助事業」とされているが、国交付要綱によると、県が事業主体となり市町村立学校に配置する形もあり、近隣県（群馬、福島、茨城県等）で県が主体的に公募、採用、配置を行っている例も見受けられる。県が主体となれば、市町の枠を超え、幅広い人事配置ができることから、教職員の働き方改革推進のためにも、県が事業主体として事業を進めるよう求めるもの。	②	R4,6春
17	学校給食費の無償化について	宇都宮市	教育委員会事務局 健康体育課	年々進行する少子化に歯止めをかけるためには、更なる子育て世帯の負担軽減が必要であることから、 国に対し、国の責任において、全国一律に学校給食を無償化することを強く働きかけるとともに、国による無償化が実現するまで、県において給食費無償化に向けた財政支援を講じるよう求めるもの。	①④	R6秋
18	部活動地域移行に向けた財政支援について	宇都宮市	教育委員会事務局 健康体育課	部活動の地域移行を進めるに当たり、部活動の移行先となる運営主体の整備・確保や地域クラブの運営・指導に携わることができる人材の確保等が必要であり、課題解決に向けて財政的な支援が必要なことから、県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、国・県・市が応分の負担となるよう、国において必要な財源を確保するよう働きかけるとともに、地域クラブ運営や人材確保などの県内の共通目標達成に資する財政措置を求めるとともに、より多くの人材確保に向け、人材バンクの充実や、県スポーツ協会や県文化協会等への働きかけを求めるもの。	①④	R5春秋 R6春

※内容区分

- ① 財政支援・人的支援を求めるもの ② 制度・仕組みの創設・改善を求めるもの
③ 国の制度変更による影響是正を求めるもの ④ 国への要望のはたらきかけを求めるもの

※提出経過には、他市から提出された同様の要望も含む

要 望 議 案

<p>提 出 市</p> <p style="font-size: 1.2em;">佐野市</p>
<p>要望事項（要望の表題）</p> <p style="text-align: center;">政府機関等の地方移転に係る積極的な誘致体制の構築について</p>
<p>内 容</p> <p>国は地方創生 2.0 の「基本的な考え方」の 5 本柱の 1 つとして、東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散を掲げており、分散型国づくりの観点から、政府機関等の移転などに取り組むとしているところです。</p> <p>また石破総理は、国会における施政方針演説において、防災庁など政府機関の地方移転、国内最適立地を推進すること、これまでの取組を検証し、地方からの提案を改めて募ることや地方創生に取り組む経営者や現場の方々との意見交換を重ね、都市部に立地する企業の本社機能の移転などを実現する環境整備を進めること、また、人命・人権最優先の防災立国を構築し、世界一の防災大国にすることや災害対策の知恵や技術を海外に発信し、世界の防災に貢献するとともに、新たな産業の柱にすることを表明しています。</p> <p>県におかれましても、分散型社会の構築にむけ、首都が有する社会機能の一部について地方への分散移転促進に取り組まれているところですが、特に、防災庁等の政府機関等が本県に移転することで、県としての防災力強化や防災関連企業や人材の誘致につながることから、政府機関等の地方移転に係る積極的な誘致体制の構築を要望いたします。</p>
<p>県担当部署</p> <p>総合政策部 総合政策課</p> <p>危機管理防災局 危機管理課</p>
<p>関係法令・条例</p> <p>国会等の移転に関する法律</p>

要 望 議 案

提出市	矢板市
要望事項（要望の表題）	結婚支援施策の充実等について
内 容	<p>栃木県においては、少子化対策緊急プロジェクトの一環としての他、県こども計画等の策定過程において、様々なアンケート調査等を実施されていることと存じます。</p> <p>各市においても、計画策定時は、事前にアンケート調査等を実施しておりますが、市単独での調査では、その結果やデータが少なく、同規模自治体や近隣自治体との比較も難しい状況であり、広範なデータを基にした施策の検討には限界があります。同じような課題を抱える市町がデータを共有比較することで、より一層効果的な結婚支援施策を検討することができ、市町ごとの実情に応じた柔軟な対応が可能になると考えております。</p> <p>つきましては、栃木県が結婚に関する調査やアンケートを実施する場合に、その結果を各市町が共有で活用できるような設問にした上で、調査結果基礎データについて、提供可能となるよう要望いたします。</p> <p>また、栃木県における結婚支援施策の具体的な取組として、国への特別要望提出や少子化対策アドバイザーの導入、さらに『とちぎ結婚支援センター』の首都圏女性向け登録無料化など、様々な施策を実施されていることと存じます。</p> <p>各市においても、結婚支援に対して、施策を講じておりますが、アンケート同様、市単独での取り組みには限界があるため、オールとちぎとして結婚支援に取り組むことで、相乗効果が期待できると考えております。</p> <p>つきましては、県と市町が協働して実施する大規模な結婚支援事業についても、引き続きご検討いただき、県全体で一体となった支援の仕組みを構築していただきますよう要望いたします。</p>
県担当部署	生活文化スポーツ部 県民協働推進課 保健福祉部 こども政策課
関係法令・条例	

要 望 議 案

提出市
大田原市
要望事項（要望の表題） 看護小規模多機能型居宅介護の広域利用について
内 容 地域密着型サービスのうち、看護小規模多機能型居宅介護（以下「看多機」という。）に対応できる事業所は、全国的にみても事業所数が1,000程度であり、県内でもすべての市町には所在していません。 地域密着型サービスに位置付けられているため、原則、事業所が所在する市町村の被保険者のみの利用となっており、例外として「同一市町村に看多機がない場合または他市町村の看多機のほうが近い場合」等に広域的な利用が可能となりますが、県内市町における当該サービスの円滑な利用のため、他市町利用の統一的な方針の策定を要望いたします。
県担当部署 保健福祉部高齢対策課
関係法令・条例 介護保険法第78条の2第4項第4号、第115条の12第2項第4号

要 望 議 案

提出市	鹿沼市
要望事項（要望の表題）	重度心身障がい者医療費助成制度の補助率見直しについて
内 容	<p>重度心身障がい者医療費助成制度は、重度の障がいのある方が健康を保持するため、治療の促進及びそのご家族の経済的支援を目的として実施しており、障がい福祉の充実において、極めて重要な施策であります。</p> <p>各市においては、受給者から医療機関窓口での支払負担や申請手続きの軽減を求める声が多くあることから、心身に重度の障がいのある方とその家族に寄り添った支援を行うため、市独自で現物給付を実施、または実施を検討しておりますが、現在の制度では償還給付の2分の1に対し、現物給付は4分の1に減額となるため、財政負担が大きな課題となっております。</p> <p>受給者の負担軽減の声に応え、現物給付を拡充するため、市が現物給付方式を選択した場合においても、償還給付同様2分の1とするよう要望いたします。</p>
県担当部署	保健福祉部障害福祉課
関係法令・条例	重度心身障害者医療費補助金交付要領

要 望 議 案

提出市 さくら市
要望事項（要望の表題） 地域障害児支援体制強化事業の県補助について
内 容 児童発達支援センターは国の「障害福祉サービス等及び障害児通所等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において各市町に少なくとも1カ所以上設置する事を基本とすると定められている障害のある子どもの発達支援・療育を行う施設ですが、令和4年6月に改正された児童福祉法が令和6年4月に施行され、当該センターが地域における障害児支援の中核的役割を担う機関として明確に位置付けられました。 児童発達支援センターが地域で中核的な役割を担う為には、専門的職員を配置し、障害児の家族、関係機関との連携や助言指導など、様々な機能強化が必要になります。 当該事業においては、国庫補助金を活用して事業を実施しているところですが、市における財政負担が大きいことや、今後益々利用者増加が見込まれる児童発達支援センターの安定した運営を支え、センターを必要とする児童の支援体制を強化するため、本事業に対する県の財政的支援を要望いたします。
県担当部署 保健福祉部障害福祉課
関係法令・条例 ・ 障害福祉サービス等及び障害児通所等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 ・ 児童福祉法

要望議案

提出市	足利市
要望事項	国民健康保険事業納付金に係る財政調整事業の的確な実施について
内 容	<p>栃木県の国保財政は、市町が県に支払う国民健康保険事業費納付金（以下「国保納付金」といいます。）と公費などで保険給付費等の必要経費を賄う仕組みとなっております。また、市町の国保特会に占める国保納付金の割合は高く、その増額は市町の国保事業運営に大きな影響を及ぼします。</p> <p>そのため、令和5年12月に策定した第3期栃木県国民健康保険運営方針では、国保納付金の金額が著しく上昇する場合、県が栃木県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」といいます。）を活用して上昇を抑制する財政調整事業を市町の意見を踏まえ、実施することが明記されております。</p> <p>こうした中、被保険者1人当たり医療費の増加に伴い、保険給付費等が予想を上回り、予算不足が生じたため、令和5年度の補正予算では、基金からの多額な繰入金で財源の一部として充当したことにより、基金残高が激減し、その結果、基金を財源とする県の財政調整事業は当初の基金残高の10分の1以下である10億円規模となり、十分な軽減効果が発揮されず、市町の国保納付金が平均で6%以上の数億円単位で増額されました。</p> <p>こうした納付金の増額により、一部の自治体では令和7年度予算における財源不足が見込まれ、国保税率の増額改定を実施したところであります。今後も被保険者1人当たり医療費の増加が見込まれている中、現在の県の基金残高では、次年度以降も必要十分な財政調整事業を実施することは困難であると想定されます。</p> <p>このようなことから、栃木県に対して、現在検討を行っている県内保険税水準の統一に向け、これまでの県と25市町の協議結果や首長へ説明してきた内容を尊重し、財政運営の責任主体としての県の責任を果たすため、実施可能なあらゆる措置を講じて継続的に基金残高の適正化を図り、的確な財政調整事業を実施し、国保納付金の著しい増額を抑制するよう要望します。</p>
県担当部署	保健福祉部国保医療課
関係法令・条例	栃木県国民健康保険財政安定化基金条例 栃木県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則 第3期栃木県国民健康保険運営方針

要 望 議 案

提出市
下野市
要望事項（要望の表題） 産業団地整備における栃木県環境影響評価条例の対象事業要件について
内 容 <p>栃木県の産業振興施策の基本指針となる「新とちぎ産業成長戦略」においては、本県経済の成長と地域経済の活性化を実現するため、「産業団地の整備推進」をはじめ、6つの重点プロジェクトが位置づけてられています。東京圏との近接性や充実した高速交通ネットワーク、大規模な自然災害リスクの少なさなど、本県の優れた立地環境を活かした新たな企業の誘致は、更なる産業集積や成長分野の取り込みによる本県産業の競争力強化と地域活性化に寄与するものと考えられます。</p> <p>このようなことから、現在、各市においては、雇用の創出並びに自主財源の確保等を目指し、新たな産業団地開発を進めているところですが、産業団地開発において一定規模以上（50ha）の開発を行う場合は、事業が環境に与える影響を事前に防止することを目的とした栃木県環境影響評価条例の対象となるため、評価の手続きには一定の時間を要します。また、開発地に隣接した既存産業団地等との一体性が認められる場合は、その既存産業団地等を含む面積が規模要件とされています。</p> <p>産業団地開発に関しては、総合計画や都市計画マスタープランなど各市の計画に基づき、産業誘導エリア等への整備が想定されることから、必然的に産業団地の集積が促進されるものと考えております。</p> <p>このような状況を勘案し、県におかれましては、産業団地整備における栃木県環境影響評価条例の対象事業要件や運用方法など、更なる産業団地開発の推進に向けた支援についてご検討いただくよう要望いたします。</p>
県担当部署 環境森林政策課
関係法令・条例 栃木県環境影響評価条例

要 望 議 案

提出市	下野市
要望事項（要望の表題）	有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）への対策について
内 容	<p>近年、全国的に有機フッ素化合物（PFAS）による汚染が深刻化しており、これまでに県及び宇都宮市が行った地下水質調査において局地的に比較的濃度が高い地点があることが判明しています。</p> <p>県内におきましても、本年1月に、下野市でこれまでの地下水質調査や浄水検査において、国の暫定目標値（50ng/L）を超える濃度が検出される事例が確認されています。</p> <p>つきましては、市民の安全・安心を確保するため、健康及び環境に関する評価や農作物への影響に関する知見が必要であることから、地下水汚染原因の特定、表流水や農業用井戸等の汚染状況の調査、飲料や日常生活及び農業等事業活動など用途ごとの使用制限の統一見解の提示、新たな水源・浄化施設・緊急連絡管の整備、水質検査・市民への浄水器購入補助・臨時給水所設置などの有機フッ素化合物への対策について、技術支援や財政支援を要望いたします。</p> <p>また、河川や地下水は、市町域を超えた広域的な対応が必須であることから、各市町単独での情報収集や対応は困難でありますので、県が主体となり、関係市町間の情報共有や連携した対応ができる場を設置していただきますよう併せて要望いたします。</p>
県担当部署	環境森林部 環境保全課 県土整備部 上下水道課
関係法令・条例	

要 望 議 案

提出市
小山市
要望事項（要望の表題）
渡良瀬遊水地のイノシシ管理について
内 容
<p>栃木県では、「栃木県イノシシ管理計画(五期計画)」に基づき、イノシシ管理の各種施策を実施されており、渡良瀬遊水地での渡良瀬遊水地連携捕獲協議会の設立、生息状況の調査、イノシシ及びニホンジカの捕獲実施について、厚く御礼申し上げます。</p> <p>各市においても、独自で捕獲を実施しているところですが、特に小山市南部の渡良瀬遊水地周辺ではイノシシの目撃情報が多く寄せられ、農業被害が発生しており、市の対策のみではイノシシ被害を十分に防止することが困難な状況です。</p> <p>渡良瀬遊水地は、栃木県、茨城県、群馬県及び埼玉県の4県境にまたがる約3,300haの日本最大級の遊水地であり、そこでのイノシシの増加は、周辺地方公共団体、更には関東一円への被害拡大が懸念されることから、渡良瀬遊水地のイノシシ管理について、抜本的な措置を講じていただきますよう要望いたします。</p>
県担当部署
環境森林部自然環境課
関係法令・条例
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

要 望 議 案

提出市
大田原市
要望事項（要望の表題） 栃木県森林組合連合会が行う地籍調査事業への支援継続について
内 容 所有者の高齢化や不在村化、所有者不明森林の増加等による森林の荒廃化を防ぐための森林経営管理制度の開始から6年が経過いたしました。各市の森林については、地籍調査が進んでいないことから、境界の明確化に係る業務に多くの時間を要しております。 そのようななか、栃木県森林組合連合会は、令和元年度から9年度にかけて、県の補助金を活用し、県内の各市町において地籍調査事業を実施しております。境界が明確となった森林は、地元森林組合等、林業経営体による経営計画への参入に結び付きやすいため、迅速な森林整備に繋がるのが期待できます。 つきましては、栃木県森林組合連合会による地籍調査事業について、計画期間終了後も引き続き実施できるよう、支援を継続いただきますよう要望いたします。
県担当部署 環境森林部 森林整備課
関係法令・条例 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 森林経営管理法 とちぎの元気な森づくり県民税事業

要 望 議 案

提出市	足利市
要望事項（要望の表題）	地域未来投資促進法に基づく民間開発に係る補助制度の拡充及び期間延長について
内 容	<p>国では、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業を促進し地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的に「地域未来投資促進法」の制度を創設し様々な支援措置を講じています。</p> <p>現在、国においては令和9年度末を期限とした地域未来投資促進税制により、機械装置や建物・構築物等の設備投資を行う場合、法人税等の特別償却又は税額控除が受けられるほか、栃木県においては令和7年度末を期限とした栃木県企業立地・集積促進補助金により、土地・建物の不動産取得税等への支援措置を講じていただいておりますが、用地取得や造成工事等への直接的な支援制度がない状況です。</p> <p>栃木県内に地域経済を牽引する企業の誘致を加速させるためにも、事業者が行う用地取得や造成工事等ハード面の経費を直接的に補助する補助金の新設及び現行の国及び栃木県の優遇制度の対象期間を延長していただくよう要望いたします。</p>
県担当部署	産業労働観光部 産業政策課
関係法令・条例	地域未来投資促進法 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

要 望 議 案

提出市 日光市
要望事項（要望の表題） G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合開催を契機とした国際会議及び国内諸会議の誘致の強化について
内 容 令和5年6月に、日光市内で「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」が開催されましたが、開催後の知事定例記者会見において、今回の経験を今後十分に生かし、国際会議をはじめとする大規模イベントの誘致等にも取り組んでいく意思表示があったところです。 このような中、日光市の例では、認知度や首都圏からのアクセスの利便性、世界遺産や自然環境などの恵まれた条件に加え、G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合の開催地としての実績や脱炭素先行地域の選定地域であることを生かし、首都圏で実施される観光商談会等において、宿泊につながる誘致を中心に行っており、さらに宇都宮市とも連携し、MICE開催プランの提供をしているところです。 会議等の誘致は、既存の観光客に加え、新たな交流人口の拡大を期待することができます。しかしながら、特に国際会議誘致については、世界の都市の中から選ばれる競争力が必要です。そのような中、各市の資源を県内全体で最大限活用いただくことで、会議等の誘致に繋がればと考えております。 このため、栃木県における今まで以上の積極的な国際会議及び国内諸会議の誘致活動や支援制度の検討・創設を要望します。
県担当部署 産業労働観光部 観光交流課
関係法令・条例

要 望 議 案

提出市	小山市
要望事項（要望の表題）	レベル4自動運転バス導入にあたっての県支援体制の強化について
内 容	<p>本格的な少子高齢化、人口減少社会を迎え、特に地方では、公共施設の統廃合や医療・商業等の民間サービス施設の減少が懸念され、地域住民の移動手段の確保は重要かつ喫緊の課題となっております。また運輸業界においても、ドライバーの高齢化や人手不足の深刻化が進むなど、安定的・持続的な公共交通サービスの提供は、大変厳しい局面を迎えております。</p> <p>このような中、国では、地域公共交通のり・デザインの一つとして、自動運転などデジタル技術を実装する「交通DX」を推進し、2027年度までに100か所以上の地域での自動運転の実現を目標として掲げており、本県においても、令和3年度から「ABCプロジェクト」として、10市町において実証実験が実施されるなど、実装に向けて着実に推進が図られているところであり、これによるドライバー不足の解消の他、新たなビジネスモデルと雇用機会の創出、交通事故減少による安全性の向上など、多くの効果が期待されているところです。</p> <p>一方、導入にあたっては、運行体制の構築や走行環境の整備など様々な関係機関との調整が必要になるとともに、多額の予算も必要となりますが、導入に係る国庫補助事業の補助率が令和7年度より引き下げられることになりました。</p> <p>つきましては、本事業を安定的・計画的に実施するため、県において財政面を含めた支援体制を強化いただきますよう、要望いたします。</p>
県担当部署	県土整備部 交通政策課
関係法令・条例	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律・道路運送法

要 望 議 案

提出市	那須烏山市
要望事項（要望の表題）	県東部地域への排水ポンプ設備の配備について
内 容	<p>令和元年東日本台風はじめ、近年では短時間での異常な降雨により、道路側溝や生活排水路に排水能力を超える量の雨水が流れ込み、市街地の至る所で内水氾濫が同時多発的に発生し、家屋への浸水被害に見舞われるケースが増加しております。各市においては、災害発生の際に消防本部や地元消防団の消防ポンプ車による排水作業や、土嚢を積む等の応急措置に追われ、大変苦慮している状況です。</p> <p>つきましては、県東部地域住民の安心・安全のために、県南地域に配備されました排水ポンプ車と同等の処理能力を持つ排水ポンプ設備を、県東部地域へも配備していただきますよう要望いたします。</p>
県担当部署	県土整備部河川課
関係法令・条例	なし

要 望 議 案

提出市
真岡市
要望事項（要望の表題） 文科省が進める不登校児童生徒等の学び継続事業「校内教育支援センターの設置促進」に関わる経費負担について
内 容 小中学校において、不登校児童生徒は年々増加しております。登校出来たとしても、自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防ぎ、また不登校児童生徒の登校復帰を支援するために、文部科学省は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策『COCOLO プラン』」を提唱し、学校内での不登校児童生徒等の学びの場の提供のために、「校内教育支援センターの設置促進」事業として、同センターの設置や支援員の配置を推進しております。 しかし、現在、「校内教育支援センター支援員」の配置についての経費は国、県、市町が1/3ずつの負担である一方、「校内教育支援センター」を設置するために必要な経費については、国が1/3、事業主体の市町が2/3の負担となり、今後すべての学校に「校内教育支援センター」を設置するためには、各市の財政的負担が大きい状況です。 そこで、「校内教育支援センターの設置促進」にかかる経費について、県においても財政的支援をいただきますよう要望いたします。
県担当部署 教育委員会事務局 義務教育課
関係法令・条例

要 望 議 案

提出市
佐野市
要望事項（要望の表題） 小・中・義務教育学校への教員業務支援員の配置について
内 容 現在、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置事業は、本県では市町が実施主体となる「間接補助事業」として進められておりますが、全国的にみると、県が事業主体となり市町村立学校に配置する形もあり、近隣県（群馬、福島、茨城県等）でも県が主体的に公募、採用、配置を行っている例が見受けられます。 国は令和5年12月「教員業務支援員との協働の手引き」を示し、学校現場で働き方改革を進めていくうえで、どのように教員業務支援員を有効活用するかに主眼を置き、「チーム学校」として改革を進めるとしています。この取組を進めるには、まずは、本質的に教職員の人事権を持つ県が主導し、教員業務支援員の適正配置を積極的に進めていくことが肝要であると考えます。 つきましては、教員業務支援員の配置については、市町の枠を超え、幅広い人事配置ができることから、県が事業主体として進めていただくよう要望いたします。
県担当部署 教育委員会事務局 義務教育課
関係法令・条例

要 望 議 案

提出市	宇都宮市
要望事項（要望の表題）	学校給食費の無償化について
内 容	<p>各市においては、学校給食法に基づき、学校設置者として物価高騰の影響下にあっても国の栄養摂取基準を満たす栄養バランスのとれた給食を安定的に提供しており、子供たちの健やかな成長や健康の維持増進に努めてきたところであります。その費用のうち、食材費のみを「学校給食費」として保護者に負担いただいておりますが、給食に使用する食材の価格高騰などにより、学校給食費も値上げを検討せざるを得ない状況にあります。</p> <p>年々進行する少子化に歯止めをかけるため、更なる子育て世帯の負担軽減が必要であり、幅広い世帯に負担軽減を実感いただける学校給食費への支援は、優先的に取り組むべき方策の一つと考えられます。</p> <p>国においては、令和6年12月に公表した『「給食無償化」に関する課題の整理について』において、給食費無償化の実施にあたり、給食の提供を受けていない児童生徒との公平性や、国と地方の役割分担などに課題があることを示しているものの、具体的な実施内容や時期はいまだ未定となっている状況です。</p> <p>つきましては、国の責任において、全国一律に学校給食費を無償化することを国へ強く要望いただくとともに、国による無償化が実現するまで、県において、県内市町における給食費無償化に向けた財政支援を講じるよう要望いたします。</p>
県担当部署	教育委員会事務局 健康体育課
関係法令・条例	<ul style="list-style-type: none">・ 学校給食法・ 宇都宮市補助金等交付規則・ 宇都宮市教育委員会補助金等交付規則

要 望 議 案

提出市
宇都宮市
要望事項（要望の表題）
部活動地域移行に向けた財政支援について
内 容
<p>部活動については、県において、令和5年に「とちぎ休日の部活動の地域移行推進プラン」を策定し、同プランの中において、「令和7年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にすることを旨とする」としており、各市においても、県のプランを踏まえ、部活動の地域移行に取り組んでいるところです。</p> <p>そのような中、令和6年に国による「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動に関する実行会議」の中間とりまとめにおいて、「都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対し必要な支援をきめ細かく行うことも重要」と示されました。</p> <p>つきましては、地域移行を進めるに当たり、部活動の移行先となる運営主体の整備・確保や地域クラブの運営・指導に携わることができる人材の確保等が必要であり、課題解決に向けた支援が必要であることから、県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、国・県・市が応分の負担となるよう、県においては、国において必要な財源を確保するよう働きかけるとともに、地域クラブ運営や人材確保などの県内の共通目標達成に資する財政的支援をいただきますよう要望するとともに、より多くの人材確保に向け、人材バンクの充実や、県スポーツ協会や県文化協会等へ働きかけていただきますよう要望いたします。</p>
県担当部署
教育委員会事務局健康体育課
関係法令・条例
<ul style="list-style-type: none">・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革(R2.9)」 (文部科学省・スポーツ庁・文化庁)・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(R4.12)」(スポーツ庁・文化庁)

令和7年度
全国市長会関東支部要望議案
(栃木県市長会)

目 次

I 地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について

1	国・地方税法等の改正について	1
2	地方交付税について	1
3	電源立地地域対策交付金制度の拡充・延長等について	1
4	国庫支出金について	2
5	地方創生について	2
6	社会保障・税番号制度について	3
7	テレビの地理的難視聴地域に係る対策及び支援について	3
8	行政のデジタル化の推進について	3
9	自治体テレワークの推進について	4
10	地方分権改革の推進と都市税財源の充実強化について	4

II 福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について

1	介護保険制度について	5
2	子ども施策の充実について	5
3	障害者福祉施策について	7
4	生活保護、生活困窮者対策について	7
5	外国人の受入環境整備について	8
6	孤独死の対応について	8
7	成年後見制度の利用促進に係る財政支援について	8
8	国民健康保険財政措置の拡充及び制度運営の改善等について	9
9	地域医療に対する医師及び看護師の確保対策について	9
10	救急医療等について	10
11	各種予防接種対策等について	11
12	特定健康診査の充実について	11
13	感染症予防に関する物資について	11

III 教育文化行政の充実強化について

1	学校教育施策の充実について	12
2	公立学校施設等の整備について	13
3	G I G Aスクール構想の実現について	13
4	育児短時間勤務への対応について	14
5	就学援助費(準要保護援助費)の国庫補助の実施について	14
6	部活動の地域移行等に関する補助について	14
7	スクールバスの運行に対する財政措置の拡充について	15
8	日本語教室運営補助金の充実について	15
9	文化財の保護について	15

IV 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について

1	上・下水道等の整備促進等について	16
2	道路・街路の整備促進について	16
3	河川等の治水事業等の推進について	17
4	交通・運輸対策について	17
5	まちづくり事業等の推進について	17
6	場外車券売場等の設置について	17
7	農政施策について	17
8	農業及び畜産業経営に対する財政支援について	18
9	社会資本整備総合交付金制度について	19
10	公共施設の再編について	19
11	生活環境等の保全について	19
12	デジタル田園都市国家構想交付金事業の推進について	19
13	地域経済対策について	20
14	空き家対策について	20
15	燃料油価格高騰に伴う燃料油価格激変緩和補助金 による対応について	20
16	廃棄物処理対策について	20
17	地球温暖化対策の推進について	20
18	産業廃棄物処理施設設置に係る地域紛争の予防等について	21

V 大規模災害への対応及び防災対策の充実強化について

1	防災・減災対策等の充実強化について	22
2	発災時の支援対策について	23

I 地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について

1 国・地方税法等の改正について

(1) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な税源となっていることから、将来にわたって現行制度を堅持すること。
(栃木市)

(2) 自動車検査証の返付時の納税証明書等の提示については、オンライン確認により順次省略可能となり、令和7年4月までの小型二輪自動車の対応をもって全て移行されることから、「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)」(平成22年4月1日総税市第16号)に定める納税証明書の交付手数料を徴収しないこととする規定を削除すること。

(大田原市)

2 地方交付税について

(1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで必要額を確保すること。

(宇都宮市、足利市、小山市、那須烏山市、下野市)

(2) 地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債の発行に頼る現行制度を見直し、国において、交付税原資の不足に対して地方交付税の法定率を引き上げるなどの必要な加算措置を行うこと。

(宇都宮市、足利市、那須烏山市、下野市)

(3) ふるさと納税制度における募集に要する費用については、各地域の声を踏まえて十分な検討、議論を行うこと。

(大田原市)

(4) 公的病院等に対する運営助成等のように、配分額が多額になるものについては、特別交付税措置から補助金制度への転換など、全額国費負担として措置するよう見直すこと。また、地域の実情に応じて、公立病院の運営費に係る財政措置を拡充し、地域の中核病院を対象とした直接的な支援制度を構築すること。

(大田原市)

3 電源立地地域対策交付金制度の拡充・延長等について

- (1) 本交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分(水力交付金)は、令和3年度から交付期間を10年間の延伸をするなどの制度改正がなされたが、今後も安定的な水力発電を維持する必要性があることから、法律に基づく恒久的な措置とすること。

また、水力発電施設周辺地域交付金が電源地域の振興に果たしてきた役割を正当に評価し、交付単価を令和2年度を基準とする限度額の上限抑制を撤廃すること。

(日光市)

- (2) 低炭素社会の実現のため、クリーンで安全な再生可能エネルギーである水力発電の重要性を考慮し、水力交付金の最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図ること。

(日光市)

4 国庫支出金について

市町村合併や少子化の進展による義務教育施設の統合により廃校となった学校施設について、更に地域振興のため有効活用できるよう、転用目的が公益的な地域振興拠点などに供する場合は、有償による貸与・譲渡等においても国庫納付金や学校施設整備のための基金積立てなしで承認されるように「公立学校施設整備補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)(令和6年5月)」等に定められている補助金返還諸規定を抜本的に見直すこと。

(小山市、那須烏山市)

5 地方創生について

- (1) 国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略における国の果たすべき役割を着実に実行するとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)については、市民の生活環境を向上させる取組をはじめ、あらゆる事業において自治体ごとの創意工夫を最大限発揮できるよう、交付金対象事業等の制約を最小限とし、地方の裁量度の高い制度とすること。また、地方版総合戦略に基づく継続事業については、年度当初から複数年度の交付を担保すること。

(宇都宮市、矢板市)

- (2) 地方創生実現のためには、地域の活性化につながる施設整備を行うことが必要であるから、新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)については、長期的な支援を行うこと。

(宇都宮市、矢板市)

- (3) 地域おこし協力隊による地域活性化を推進するため、国の財政支援による報酬費等の活動経費の上限を引き上げること。

(栃木市、大田原市)

6 社会保障・税番号制度について

(1) 行政の効率化と国民の利便性向上を目的としたマイナンバー制度及びマイナンバーカードによる利用環境の向上は将来的にも拡大していくことが予測され、その基盤を維持していくためにも、マイナンバーカード交付事務費補助金については、令和7年度以降も継続すること。
(さくら市)

(2) マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、さらなる利便性の向上を図るため、運転免許センターにおいてもマイナンバーカードの更新発行を可能とするなど、マイナンバーカードの交付機関を拡充すること。
(下野市)

7 テレビの地理的難視聴地域に係る対策及び支援について

地理的難視聴地域における災害時等の確実な情報伝達等を確保するため、衛星放送による地上デジタルテレビ放送の再送信について早期実現を図るとともに、衛星放送を活用したサービス提供に当たっては、受信に要する費用に係る財政支援を行うこと。

(大田原市、那須塩原市)

なお、地理的難視聴地域の多くは高齢化が進み、資材等高騰の影響とも併せ、共聴施設の維持管理や改修、光ファイバー化に係る費用負担が極めて困難であることから、衛星放送を活用した再送信サービスへの移行までの既存共聴施設に係る維持費用や撤去費用についても財政支援を行うこと。

(那須塩原市)

8 行政のデジタル化の推進について

(1) 地方自治体の情報システムの標準化については、自治体の人的・財政的負担が生じることがないように、万全の措置を講じること。また、その情報システムの標準化に係る経費について、標準化が完了するまで、地方交付税によらず、全額国庫負担とすること。ガバメントクラウドの取組を進めるに当たっては、活用する自治体の利用料等の費用負担が従来のシステムの運用・保守等に要する経費より高額にならないよう、実態を把握したうえで、財政支援等を実施すること。

加えて、自治体の意見を十分に聴き、実情を十分留意したうえで、すべての自治体が住民サービスの低下を招くことなく、安全・確実に移行できるよう、的確なスケジュールや対策案を示すとともに、迅速な情報提供やフォローアップを行うこと。

さらに、特定移行支援団体として令和8年度以降に標準準拠システムへの移行を行う場合であっても、現時点で見込めない多額の費用負担が生じることから、定期的な移行経費の調査を実施するとともに、補助上限額を設定することなく確実な移行経費の支援を行うこと。

(足利市、栃木市、小山市、矢板市)

(2) 自治体情報システムの標準化における「デジタル基盤改革支援補助金」について、標準化対象システムと同一のパッケージで運用している自治体独自のシステムの移行経費も補助対象とするとともに、自治体が補助金不足による事業遅延が発生しないよう、補助対象経費を全額補助金に充当できるよう財源を確保すること。また、補助金不足により財源を確保できず延期する場合にも「特定移行支援システム」に認定し、追加発生する費用等も含め全額補助対象とすること。

また、令和7年度早期にガバメントクラウド等の利用料低減の対策を確実に実施し、情報システムの運用経費が3割削減となるよう、適切な利用料を設定すること。利用料の設定については、為替変動の影響を受けることのない料金設定を行うこと。

(宇都宮市、小山市)

9 自治体テレワークの推進について

自治体テレワークの推進は、新型コロナウイルス感染症対策のみならず、業務のデジタル化による効率的な行政運営や働き方改革につながるものであるため、現在、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)及び独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施している実証実験終了後においても、自治体に対するテレワーク環境の提供を継続するとともに、サービスの提供を無償とするなどの財政支援を行うこと。また、次年度の実証実験継続可否についても、地方自治体の予算要求前に情報提供を行うこと。

(小山市、大田原市)

10 地方分権改革の推進と都市税財源の充実強化について

(1) 権限移譲等に伴う税源の移譲に当たっては、地域の実情に見合った実質的な移譲を行うこと。

(栃木市)

(2) 地方分権改革における権限移譲事務において、地域の実情にあった特色あるまちづくり推進のため、特に土地利用関係法令の権限及び税財源の移譲を図ること。

(矢板市)

(3) 人口減少や少子化・高齢化が進展している中、地方においては、従来から生活機能などの結びつきが強い広域行政圏が形成されているが、その圏域内では定住自立圏構想における中心市となり得る要件に満たないため、定住自立圏共生ビジョンを策定することが不可能となっていることから、中心市の要件を3万人程度に緩和すること。

(矢板市)

Ⅱ 福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について

1 介護保険制度について

- (1) 介護保険制度の充実に向けて、国の責任において必要な財政措置を講じること。併せて、地域支援事業(総合事業)の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を行うこと。また、地域特性に応じた質の高い安定したサービスを提供するため、介護人材の処遇改善等、人材の確保及び定着に向けた取組を強化すること。

(栃木市)

- (2) 被保険者の保険料負担を軽減するため、国の法定負担分である介護給付費及び介護予防・日常生活総合支援事業(地域支援事業)に要する費用の25%を確実に交付し、各保険者間の所得格差に対する財政措置は、これまでの調整交付金とは別枠で対応すること。

(栃木市)

- (3) 在宅要介護者の増加に対応できる介護支援専門員及び主任介護支援専門員を確保するため、処遇改善加算の対象に加えるなど、給与水準を抜本的に見直すとともに、その財源は介護保険料に依存することなく、国が対応すること。また、介護支援専門員の受験資格に関し、新たな資格の追加や実務経験年数の見直しなどを検討し、新規入職の促進を図ること。

(真岡市)

2 子ども施策の充実について

- (1) 子ども医療費助成制度を全国統一の国の制度として創設し、0歳児から18歳までを所得制限及び自己負担を設けずに助成するとともに、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。その際は、国・都道府県・市区町村の費用負担役割を明確にするとともに人件費や事務費等も含めて、必要な経費は全額国庫負担とすること。

また、少子化対策及び子育て支援対策として、妊産婦やひとり親家庭医療費助成事業に対する国庫補助制度を創設すること。

さらに、助成制度の整備に向けて、国と地方自治体が共同で議論する場を設けること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、小山市、矢板市)

- (2) 保育士確保の地域格差(都市部と地方の自治体間の財政力による保育士処遇の格差)をなくし、保育士を安定的に確保するため、国において処遇等の統一的な制度を創設すること。また、公定価格の地域区分について、安定的な人材の確保や継続的な市民サービスの提供に支障をきた

すため、隣接地域との地域区分差に配慮し、地域の実情に合わせ弾力的に運用すること。

(小山市)

- (3) 年度途中入所の予約枠を確保した事業者に対する運営費の補填制度を創設すること。

(鹿沼市)

- (4) 放課後児童クラブを利用する就学援助世帯などの生活に困窮する世帯や多子世帯の経済的負担を軽減するため、地方自治体が利用料の減免や助成等を行った場合、国においてその減免又は助成した額に対する補助制度を創設すること。

(足利市)

- (5) 人口減少・少子化問題は、地方自治体の存続に関わる重要な課題であるが、財政基盤の弱いなかでは、大変厳しい状況であることから、地域間格差を生じさせないためにも、国の統一した施策として、地方交付税の交付・不交付に関わらず必要な財源措置を市区町村の負担が生じることがないように早期に講じ、全国一律での学校給食費の無償化を実現すること。

また、無償化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。

さらに、私立小中学校、幼稚園及び保育所の児童生徒の学校給食費相当額の支援を講じること。

- (宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、大田原市、那須烏山市、下野市)

- (6) 保育園や認定こども園等に通園している子どもたちの給食費の無償化に取り組むこと。

(栃木市)

- (7) 障害児への教育・保育に対する支援制度については、幼稚園と保育所、幼稚園と保育所の機能を持ち合わせた認定こども園と、それぞれ異なる複雑な制度となっている。全ての子どもに質の高い教育・保育を提供する観点に立ち、補助事業を一本化し特定財源化を図ること。

(足利市、栃木市)

- (8) 保育所等の職員配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により定められているが、現在の配置基準では安全の十分な確保が難しく、特に乳児や1・2歳児といった意思疎通の難しい低年齢児は、より多くの職員の対応が必要であることから、保育施設内での事件や事故が増加傾向にあることも踏まえ、保育の質を確保するため、実態に即して、当該基準を見直すこと。また、市区町村の独自施策によ

り当該基準を上回る職員数を配置している場合は、その分についても財政支援を行うこと。

(足利市)

- (9) 認可保育所，幼保連携型認定こども園，家庭的保育事業，小規模保育事業，事業所内保育事業，認可外保育施設，指定障害児通所支援事業所などの児童福祉施設等における安全・安心な保育環境等を確保するため、施設の協力が得られない場合においても、実効性のある立入調査等を実施できるよう、①法令による認可保育所，幼保連携型認定こども園，家庭的保育事業，小規模保育事業，事業所内保育事業に対する罰則規定の追加，②国の通知等による立入調査等を拒否する「正当な理由」の有無の判断基準の明示，③法令による児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合等における立入調査等への捜査権限を有する警察機関の連携協力義務規定の追加を行うこと。

(宇都宮市)

3 障害者福祉施策について

- (1) 障害者の増加により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等給付費が年々増加し、自治体の財政を圧迫する状況になっているため、国庫負担割合、都道府県負担割合をそれぞれ引き上げること。

(那須塩原市)

- (2) 地域生活支援事業については、国は自治体が支弁した費用の100分の50以内で補助することができるとされているが、実際の補助額は100分の50を大きく下回っている。自治体に超過負担が生じないように、100分の50を補助できる財源を確保すること。

(足利市、大田原市、下野市)

- (3) 障害児（難聴児、重度心身障害児を除く）への児童発達支援に対する児童発達支援給付費の基準について、人口規模の小さな市町村では定員10人程度の児童発達支援センターを設置することが想定されることから、小規模な施設にも対応できるよう定員30人未満の給付費単価を新たに設定すること。

(矢板市)

- (4) 障害者が使用する補装具の支給に係る基準額について、基となる国の基準額が市場価格と乖離する品目については、市場価格に見合った引き上げを講じること。

(日光市)

4 生活保護、生活困窮者対策について

(1) 生活保護制度は、最後のセーフティネットとして全国一律の社会保障制度であることから、生活保護費の現行の負担割合を改め、自治体負担となっているケースワーカーなどの人件費や事務費等も含めて、必要な経費は全額国庫負担とすること。また、国と地方の負担割合の見直しが行われるまでの間、地方負担を軽減するための財政措置を講じること。
(矢板市、那須塩原市)

(2) 全国的に生活保護受給世帯数が高い水準にある状況を踏まえ、雇用労働政策や年金制度など社会保障制度全般のあり方、保護基準や自立支援の見直しに向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。
(矢板市、那須塩原市)

(3) 生活保護の級地制度・級地指定は、市町村合併や地域経済の変化に伴い、各地域の生活水準の実態と乖離している状況であることから、近隣市町村間でより生活実態に則した指定を行うよう見直すこと。
(足利市)

(4) 近年の異常気象等による熱中症予防として、生活保護世帯に対する冷房器具の支給が効果的と思慮されるため、保護開始時期に関わらず支給対象とするとともに、故障による買い替えや修理も支給対象とするよう基準を緩和すること。
(さくら市)

5 外国人の受入環境整備について

今後、増加が見込まれる外国人住民が生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができ、地域住民として安心して暮らしていただける体制を整備、維持していくことは、ますます、重要となっていく。各自治体での効率的な窓口運営の検討は必要ではあるが、財政状況による地域間格差を生じさせないためにも、在留外国人のための一元的相談窓口の運営や体制強化に対して、継続的かつ十分な財源措置を講じること。
(鹿沼市)

6 孤独死の対応について

孤独死者のうち葬祭を行う者がいない遺体は、墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定に基づき市長が葬祭を執行しているが、その葬祭費は遺留物品等の売却等により費用弁償することとなっており、財産等がある場合には相続財産管理人の申立てなど、種々の手続きと事務費用を負担し、その帰属を確定させていることから、負担に係る支援制度を創設すること。
(栃木市)

7 成年後見制度の利用促進に係る財政支援について

成年後見制度利用促進体制整備推進事業について、実施自治体の財政負担の軽減及び事業の地域格差解消のため、地方負担を軽減するための財政措置を拡充すること。

(下野市)

8 国民健康保険財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

- (1) 国民健康保険は、被保険者に高齢者が多いことなどから、医療費が増加傾向にある一方、保険料負担能力が弱い方々の加入割合が高く、保険料の負担率が高いという構造的課題を抱えている。また、高齢化の進行による介護サービス利用者増に伴い、介護納付金が年々増加し、2号被保険者の負担が重くなっていくことが避けられないほか、近年の高額医薬品の使用や、医療技術の高度化等による医療費の増加が新たな課題となっている。さらに、被保険者に占める無職・非正規雇用・外国人世帯の割合や転出入率が高いこと等に加え、社会保険の適用拡大により、現役世代が被用者保険に移行することで、これまで以上に医療費がかかる層の割合が高まることが想定され、一人当たり保険料の更なる増加が見込まれる。こうしたことから、定率国庫負担割合の増加や調整交付金の財政調整分を別枠とするなど、国庫負担を充実させ、国保財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ること。また、高齢・低所得者を多く抱える保険者に対し支援を強化すること。

(栃木市、佐野市)

- (2) 国民健康保険財政の安定的な運営を維持するため、各種医療費助成制度等の地方単独事業実施による療養給付費等負担金、財政調整交付金の減額算定措置を条件なく全面的に廃止すること。

また、国の医療費負担率を引き上げること。

さらに、将来まで安定的に国民皆保険体制を維持することができるよう、さらなる財政支援の充実・強化を図ること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、日光市、小山市、大田原市)

- (3) 国民健康保険における子どもの均等割保険料(税)軽減措置導入については、令和4年度から施行されたところであるが、対象となる子どもの範囲は未就学児に限定され、その軽減割合も5割とされている。令和8年度からの子ども子育て支援金において、こどもに係る支援金の均等割の10割軽減の措置を講じるとされたことから、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、必要な財源を確保したうえで、対象者及び軽減割合の拡大を早急に実施し、軽減措置の拡充を図ること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、日光市、大田原市)

9 地域医療に対する医師及び看護師の確保対策について

- (1) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、卒業大学の所在する都道府県の中から研修病院を選択する制

度、国立の医科大学卒業生による医師不足地域における一定期間の診療の義務付け、都道府県ごとの臨床研修医募集定員の上限見直しなど、地域医療に携わる医師を確保できるよう新医師臨床研修制度の抜本的見直しを図ること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

(2) 周産期医療においては、産科医・小児科医等の医師不足が顕著であり、国も医師等の確保や医療体制の整備等、充実強化に取り組んでいるが、さらに実効性のある総合的な対策が必要である。このため、産科医・小児科医・看護師等の医療従事者の労働条件の改善を図ること。また、再就業等の支援を行い、医師等が継続して勤務できる環境を整備すること。

(栃木市)

(3) 周産期医療や小児医療・小児初期救急診療の充実・強化を図るため、産科医・小児科医等の計画的な育成や確保など、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。

(栃木市、佐野市)

(4) 地域医療サービスを安定的に提供するため、産婦人科医や小児科医をはじめとする医師や看護師の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師や看護師の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じること。

(栃木市、矢板市)

(5) 産婦人科、小児科、救急医療等に携わる医師及び看護師不足の解消のため、女性を含めた医師や看護師が充実して働くことのできる医療環境の整備、看護師を養成する機会の充実、女性医師及び看護師の復職を支援する等、早急に医師及び看護師不足に対する抜本的な対策と十分な財政措置を講じること。

(栃木市)

(6) 産科及び小児科の医師の集約化・重点化については、地域の拠点病院である公的病院等に適切な配慮を図ること。

(栃木市、矢板市)

10 救急医療等について

休日夜間急患センター(初期救急)及び二次救急医療機関の施設整備や、体制の維持、さらには初期救急から三次救急までの連携に対する財政支援も含めた新たな支援策を講じること。

(栃木市、矢板市)

11 各種予防接種対策等について

- (1) 市区町村の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、予防接種法に基づく定期接種については、健康被害への対応を含め、国の責任において財源を地方交付税によらず、全額保障する措置を講じること。

(足利市、栃木市、鹿沼市、小山市、大田原市、
矢板市、那須烏山市、下野市)

- (2) 国において定期接種化の議論が進められているRSウイルスワクチン、おたふくかぜワクチン及び男性へのHPVワクチン接種については、国民の関心が高まっているため、国における議論を加速させ、速やかに結論を導くこと。また、令和7年度から定期接種となった帯状疱疹ワクチンについては、ワクチン適応年齢の50歳以上すべての方を対象とすること。

(栃木市、佐野市、大田原市)

- (3) 令和6年度から新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種費用が有料となり、これに対して一部交付税措置が行われるが、自己負担額が生じることで接種率が低下し、感染拡大により、重症化リスクの高い高齢者の健康が脅かされる事態や、重症化の増加による医療体制への負荷が高まる事態等が懸念されることから、対象者がインフルエンザワクチンと同程度の自己負担で接種でき、かつ、全国の自治体において超過負担が生じないよう財政措置を講じること。

(栃木市、真岡市、さくら市)

12 特定健康診査の充実について

- 歯周病を予防することは、口腔の健康のみならず、全身の健康につながるものであることから、特定健康診査の項目に歯周疾患検診を導入すること。

(栃木市)

13 感染症予防に関する物資について

- (1) 医療用物品など、必要な物資が十分に確保できるよう、生産・供給体制の強化を図るとともに、医療機関の現場ニーズに適切に応えられるように速やかに必要数を確保し供給すること。また、今後も起こりうる大規模感染症が発生した際に、医療物資及び衛生用品等が不足しないよう、生産・供給体制の強化を図ること。

(足利市)

- (2) 感染症予防に必要な物資の調達に要する経費については、十分な財政措置を講じることとし、必要な物資の備蓄ができるよう財政措置を継続すること。

(足利市)

Ⅲ 教育文化行政の充実強化について

1 学校教育施策の充実について

- (1) 学校運営を円滑化し、教員が子ども一人ひとりに向き合う環境を確保するため、少人数学級編制や特別支援教育等に対応する教職員定数の拡充や養護教諭、事務職員の配置等の一層の充実を図るなど、中長期的な教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に推進すること。併せて十分な財政措置を講じること。

(宇都宮市)

- (2) 学習指導要領の確実な実施及び教員が子ども一人ひとりに向き合う時間の確保を目指し、さらには働き方改革の観点からも、教員業務支援員の全校配置を継続及び拡充するとともに、少人数指導、専科指導、T T (チームティーチング) 指導及び読書指導等を推進するため、他の定数からの振替によらず、更なる加配定数の充実を考慮した公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に実現すること。特に、小学校における教科担任制の推進については、必要な定数改善を着実に実施するとともに、学校の実情に合わせて効果的に活用できる配当要件とすること。また、中学校を含めて、30人を学級編制の標準規模とするよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正を図るとともに、所要の財源措置及び教職員確保に向けた対策を講じること。

(宇都宮市)

- (3) 35人学級への対応など、少人数指導の推進を図るための教職員の適正配置に係る財政措置を行うとともに、教育の質を確保する体制を整備すること。また、教室が不足する状況等を考慮し、自治体の状況に応じて柔軟な施設整備ができるよう十分な財政措置を講じること。

(宇都宮市、栃木市、佐野市、矢板市、那須烏山市)

- (4) 小学校の少人数学級の導入については、計画どおり実施するとともに、中学校の少人数指導についても拡充を進めること。

(宇都宮市、栃木市、佐野市、矢板市、那須烏山市)

- (5) 学習指導要領の実施に伴う小中学校の年間総授業時数の増加に対応するには、教員の増員が必要不可欠である。非常勤による対処ではなく、確かな人材として正規の教員を増員すること。

(栃木市)

- (6) 栄養教諭及び学校栄養職員の配置においては、食物アレルギー等への対応や学校給食のより一層の充実と食育の推進を図るため、公立義務

教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における現行の配置基準を緩和し、多くの学校に栄養教諭及び学校栄養職員を配置すること。

(栃木市、小山市、下野市)

- (7) 学習指導要領の実施に伴う教師用教科書について無償給与を行うとともに、教師用指導書等の購入経費について財政措置を講じること。

(栃木市)

2 公立学校施設等の整備について

- (1) 35人学級への対応に伴うICT環境を含めた整備や、新增築、改築、トイレ改修及び空調設備等の大規模改修を含めた改修事業、老朽化対策並びにZEB化を計画的に推進できるよう、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金予算を十分確保するとともに、国庫補助の補助対象範囲の拡充、補助率の引上げ、交付基準の緩和及び地域の実情に即した単価の見直しなど、財政支援の拡充を図ること。

(佐野市、さくら市)

- (2) 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には、地域住民の避難所としての役割も担う重要な施設であることから、気候変動に対応する空調設備等の設置について、リース方式による空調設備の設置の経費においても補助制度の対象とすること。特に屋内運動場への設置については、早期に教育環境の改善及び、避難所としての機能強化を図るため、断熱性能を求めることなく、支援の対象とすること。

(鹿沼市)

3 GIGAスクール構想の実現について

- (1) 多数の端末が接続されても安定的に授業等で利用できる環境整備のため、校内LANとインターネットを結ぶ高速大容量通信接続環境を提供すること。また、インターネットを利用した教育サービスを通信速度が遅延することなく安定して受けられるよう、それらのサービス提供元に対し支援すること。

(宇都宮市、佐野市、小山市)

- (2) GIGAスクール構想を持続可能なものとするため、国の責任において端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用のほか、各種ソフトウェアに係る費用や通信費についても、地域の実情に即して、後年度負担等も含め、自治体に負担が掛からぬよう、地方交付税による財源措置ではなく国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

また、学級数の変動に伴い大型提示装置、充電保管庫、校内通信ネットワーク等の追加整備等が毎年度発生することから、これらの整備費用についても、十分な財政措置を講じること。

(宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、
小山市、真岡市、矢板市、下野市)

(3) 教育委員会における学校の機器整備、教員への研修等の計画の策定・推進に係る事務費に対する補助を拡充すること。

(宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、矢板市、下野市)

(4) 教職員の「ICT機器の活用スキルの向上」及び「ICT機器を最大限に活用した授業の推進」のため、ICT機器とその活用方法を熟知しているICT支援員の配置に係る経費について、地方創生臨時交付金の増額なども含め、十分な財政措置を行うこと。

(宇都宮市、足利市、鹿沼市、小山市、真岡市、矢板市、下野市)

(5) GIGAスクール運営支援センター等の補助事業については、令和7年度以降も長期的に継続すること。

(宇都宮市、足利市、佐野市、小山市、矢板市)

4 育児短時間勤務への対応について

児童生徒は学級を基盤に集団生活を送っており、学級担任は一貫して責任ある指導を行う必要があることから、育児短時間勤務を実施する学校に対して、新たに加配教員を配置するなど、常勤教員の増員に努めること。

(栃木市)

5 就学援助費(準要保護援助費)の国庫補助の実施について

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう教育への機会均等を図るため、市費単独事業として実施している就学援助費(準要保護援助費)について、国庫補助対象とするなど、十分な財政措置を講じること。

(矢板市)

6 部活動の地域移行等に関する補助について

(1) 部活動の質的な向上と部活動指導体制の充実を図り、教職員の働き方改革に寄与する部活動の地域移行を進めるため、運営団体や実施主体の体制整備、指導者となり得る人材の確保や採用・研修、参加費用の負担、自主運営を担保するための運営費の補助等について、国において、柔軟かつ多面的な支援制度と十分に継続的な財政的措置を講じること。

(佐野市、大田原市、矢板市)

(2) 地域の実情に応じた移行が可能となるよう、国が具体的な方策を明確に示すとともに、所要の財政措置を引き続き講じること。また、財政措置として整備事業を実施しているが、その際、通年での実施や報告書等の簡略化などにより、活用しやすい事業とすること。

(佐野市、大田原市、矢板市)

- (3) 部活動の地域移行について、保護者や地域の理解と協力が得られるよう、より一層、国をあげての広報活動を行うこと。

(佐野市、矢板市)

7 スクールバスの運行に対する財政措置の拡充について

学校統廃合に伴う児童生徒の遠距離通学の不便を緩和し、スクールバスの円滑な運行を図るため、「へき地児童生徒援助費等補助金」の補助対象期間及び距離要件を廃止するとともに、市町村が負担する運行経費への補助について十分な財政措置を講じること。

(佐野市)

8 日本語教室運営補助金の充実について

外国人住民を対象とした日本語教室にかかる運営費に対して、継続的に利用できる補助金を新設すること。

(さくら市)

9 文化財の保護について

- (1) 国宝をはじめとする文化財の維持・補修等の整備費に係る国庫補助金については、文化財が国民の宝であり、未来永劫残していかなければならない貴重な国民の財産であることを踏まえ、優先的に予算を確保し、毎年の事業実施要望分の補助金を確実に確保するとともに、さらなる所有者負担の軽減に向けて、補助率増などによる補助拡充等、文化財保護体制の充実・強化を図ること。

(日光市)

- (2) 文化財は国民の貴重な財産であり、これを将来に向けて適切に保護するとともに、貴重な地域の資源として地域振興等に活用していくとする国の施策に地方が取り組んでいくためには、確実な保護・管理と活用に向けた専門的な知見を有する人材が必要である。地方での人材確保には財政的・人材的に限界があるため、国の専門職員の派遣や専門人材の派遣制度など保護・活用に向けた施策を講じること。

(日光市)

IV 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について

1 上・下水道等の整備促進等について

- (1) ライフラインである水道施設の保全のため、老朽化した水道施設の更新や耐震化がより促進されるよう財政措置の拡充を図ること。特に、防災安全交付金については、所要額を確実に確保するとともに、資本単価、給水人口及び水道料金に係る採択基準を撤廃、または大幅に緩和すること。

(さくら市、那須烏山市)

- (2) 湖沼、河川の水質浄化対策の強化と事業効率を上げるため、下水道整備事業及び浄化槽設置整備事業の一層の推進を図ること。

(大田原市)

- (3) 下水道施設は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全などに寄与する、極めて公共性の高い社会資本である。このため、水質汚濁防止法では、国の責務として、地方公共団体が実施する生活排水対策に対し、財政上の援助に努めなくてはならないと明確に示されている。全国的に人口減少が進む中、施設の新設よりも既存施設・設備の管理、更新を適切に行い、延命化を図ることの重要性がますます高まるとともに、高度経済成長期以降、急速に整備された下水道施設のストックの老朽化が今後増加していくことは必至であることから、下水道施設の改築・更新、老朽化対策等に係る十分な財政支援を講じること。

(佐野市、日光市)

- (4) 汚水処理施設の統廃合による農業集落排水事業の後利用については、地方事務の負担軽減による効率化を図るため、施設再編を行う全ての自治体が補助金返還を伴わないよう、後利用の使用開始期間等を含め財産処分等の承認基準の条件緩和をすること。

(大田原市)

2 道路・街路の整備促進について

- (1) 国道を跨ぐ橋梁の管理については、国による直接管理とし、定期的な点検及び補修工事を実施すること。

(小山市、下野市)

- (2) 国の新広域道路交通計画に構想路線として位置付けられた「(仮)つくば・八溝縦貫・白河道路」は、県域を越えた連携・交流の促進や国土強靱化に大きく貢献し、栃木県東部地域の未来を創る道路として期待されることから、早期事業化に向けて支援すること。

(那須烏山市)

3 河川等の治水事業等の推進について

「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」及び「令和元年東日本台風」に伴う大雨により浸水被害が発生した河川における河道整備、排水機場、雨水ポンプ場、調節池、田んぼダムなどの多岐にわたる抜本的な排水強化対策を推進するとともに、流域治水の推進に向けた財政措置を講じること。

(栃木市、小山市)

4 交通・運輸対策について

原油価格・物価高騰等の影響により、交通事業者は依然として厳しい経営環境におかれていることから、地域鉄道や路線バス及びタクシーなどの交通事業者に対して、補助要件の緩和、新たな補助事業の設置など、必要な支援を行うこと。

(宇都宮市、真岡市)

5 まちづくり事業等の推進について

- (1) 民間が所有する廃墟化した大規模施設による地域経済活動への悪影響や、老朽化施設の倒壊等による危険性から市民生活の安全を確保する必要があるものの、多額の費用負担が生じることから、国の支援制度を利用したとしても、市が取り壊し等を行うことは不可能であるため、国において直接対応すること。

(日光市)

- (2) 第 5 世代移動通信システム（5G）については、特に働き手不足に悩む地方部において、移動手段や医療・介護、農林業、遠隔就労、災害等、生活基盤を担うデジタル技術を活用する上で必須のインフラとなることが見込まれることから、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき、可能な限り前倒しで整備すること。

(矢板市)

6 場外車券売場等の設置について

自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。

(矢板市)

7 農政施策について

- (1) 農業農村整備事業等の計画的かつ着実な推進について

- ① 農業の成長産業化に向け、高生産性農業を支え、地域の防災・減災力の強化に寄与する農業農村整備事業を推進すること。
- ② 豪雨等による湛水被害の防止に資する、排水施設の整備、田んぼダムの取組み推進等、流域治水の取組による国土強靱化を推進すること。

- ③ 地域の共同活動などを支援する日本型直接支払制度(多面的機能支払)を推進すること。

(小山市、大田原市)

- (2) 地域計画のうち、目標地図に位置付けられた、農業担い手に対する農業経営基盤強化資金の貸付当初5年間の利子助成について、確実に実行できるように予算措置するとともに、6年目以降の延長を図ること。

(鹿沼市)

- (3) 主食用米からの転作助成の柱である「水田活用の直接支払交付金」については、令和4年度農林水産予算概算決定等において「現場の課題を検証しつつ、今後5年間一度も水張りが行われない農地は交付対象としない方針」が示されたことに加えて、令和6年度以降、飼料用米の戦略作物助成の専用品種以外について交付金単価が引き下げられる方針が示されるなど制度の変更が短期間で行われている。加えて、国の制度変更等に伴い、農業者に対する周知や交付金の交付手続等において、年々、事務負担が増加・煩雑化する一方で、物価・人件費の上昇も相まって、事務費に不足が生じている。そのような現状においても国の予算概算決定額は反して減少傾向である。また、認定新規就農者を対象に令和4年度に創設された「経営発展支援事業(初期投資促進事業)」では、採択や交付決定の遅延、申請事務のタイトなスケジュール等で、生産現場にそぐわない制度になっている。

こうした制度に対して、農業者からの反対する声は根強く、また、収益減少や経営計画が見通せないなど、今後の営農継続を不安視する声も寄せられており、国においては、新規就農者を含め、農業者が安心して地域農業の維持発展が図れるよう、中・長期的な視点に立って、将来に展望が持てる農業支援制度を構築し、実施すること。合わせて、制度の実施に当たっては、現場の事務の円滑化・効率化に配慮した制度運用と作業実態等を踏まえた事務費を確保すること。

(宇都宮市、鹿沼市、那須烏山市)

8 農業及び畜産業経営に対する財政支援について

- (1) 海上輸送費の上昇や世界的な穀物需要の増加、円安の進行等により、農業用の肥料、飼料、資材、燃料などの価格が高止まり、農家及び畜産農家の経営は非常に厳しい状況であることから、経営安定に向けた対策を拡大し、継続的に実施するとともに、制度の構築・運用に当たっては、活用しやすい仕組みとすること。

(那須塩原市)

- (2) 配合飼料については、価格が継続して上昇する状況下において、配合飼料価格安定制度では十分な補填を受けることができないことから、配合飼料価格安定制度の見直しを図ること。

(那須塩原市)

9 社会資本整備総合交付金制度について

- (1) 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体にとって、自由度が高く、まちづくりにおいて創意工夫が活かせる制度として、当交付金の継続的な制度維持を図ること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市)

- (2) 地方の社会資本整備に欠かすことのできない社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、交付要綱等により国の負担割合(国費率)が規定されているものの、要望額と交付額との乖離が大きく、市区町村の超過財政負担や、計画的事業執行への支障となっている。については、事業の長期化を防ぎ、計画的な事業執行を図るため、市区町村からの要望額を十分配慮して予算配分を行い、市区町村が必要とする所要額を確保すること。

なお、予算配分にあたっては、地方自治体ごとの要望額に対する配分額の割合について、地域の実情を勘案した適切な配分とすること。

(宇都宮市、小山市、下野市)

- (3) 老朽化し更新が必要となる公園施設が増加していく中で、計画的に施設の更新を推進できるよう、交付金の事業要件(面積要件2ha以上)を緩和すること。加えて、公園施設長寿命化対策支援事業について、多大な更新費用が必要となる部材の交換も事業の対象とするとともに、採択基準となる最低限度額(事業計画期間における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上)の廃止若しくは減額をすること。

(足利市、栃木市)

10 公共施設の再編について

持続可能なまちづくりを進めるためには、質の高い公共サービスの提供を維持しつつ、老朽化が進行している公共施設の再配置、有効活用、除却等を行っていく必要があることから、公共施設の再編を促進するために、公共施設の除却費用等への財政支援を拡充すること。

(真岡市)

11 生活環境等の保全について

市街地上空において米軍機の低空飛行訓練が頻繁に行なわれていることから、米軍機の低空飛行訓練の調査と改善を米軍へ働き掛けること。

(栃木市)

12 デジタル田園都市国家構想交付金事業の推進について

新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)事業において、施設整備にかかる補助事業の募集を行う際には、早期の情報提供及び十分な事前相談期間を確保すること。

(矢板市)

13 地域経済対策について

中小企業・小規模事業者における円滑な事業承継の実施に向けた事業承継税制の特例措置の更なる延長または恒久化、少額減価償却資産特例の延長や拡充を図ること。また、国では各事業者への設備投資やDX化への支援が推進されているが、各種補助金手続きが中小企業・小規模事業者にとっては大きな負担となっていることから、申請手続き等の簡素化を図ること。さらには、人手不足の対応策として、外国人就労体制の規制や要件等を緩和すること。

(栃木市)

14 空き家対策について

相続放棄により管理責任を持つ者が不存在となる空き家等の処分については、国として必要な措置を講じること。

(足利市)

15 燃料油価格高騰に伴う燃料油価格激変緩和補助金による対応について
燃料油価格高騰については、国民生活への影響が大きいことから、引き続き燃料油価格抑制を図ること。

(さくら市)

16 廃棄物処理対策について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、廃棄物処理施設の更新需要に見合った所要額を確実に確保すること。また、対象施設や対象事業の拡大、交付率の引き上げを講じる等、制度の充実を図ること。

(那須塩原市、栃木市)

(2) 有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)による汚染実態の調査を継続して実施するとともに、健康への影響を明確に示し、必要に応じて対策を講じること。

(下野市)

17 地球温暖化対策の推進について

(1) カーボンニュートラル実現に向けて、再エネ・省エネ設備等導入時の補助事業について、継続、補助率の拡充、要件緩和を行うこと。

(矢板市)

(2) 現在、公営企業の脱炭素化については、脱炭素化推進事業債を活用できる地方財政対策がなされており、同事業債の事業期間については地域脱炭素の集中期間の令和7年度までとされているが、上下水道事業において、脱炭素化は公営企業事業者の責務と認識しており、様々な財政的課題を抱えながら、カーボンニュートラルの実現に向けその推進に長期

的に取り組んでいく必要があることから、少なくとも、温室効果ガスの半減を目標としている令和 12 年度まで延長すること。

(宇都宮市)

18 産業廃棄物処理施設設置に係る地域紛争の予防等について

産業廃棄物処理施設設置に伴い、事業者と地域住民又は地域住民同士の軋轢が頻繁に生じることから、廃棄物処理法に地域住民への事前説明及び住民又は地元自治体の同意を必須条件とするよう法改正を行うこと。

(那須塩原市)

V 大規模災害への対応及び防災対策の充実強化について

1 防災・減災対策等の充実強化について

- (1) 消防防災通信基盤整備費補助金(防災行政デジタル無線施設)の維持管理に係る補助制度を確立すること。

また、防災ラジオ等の戸別受信代替案や複数メディアを利用したシステム作りの整備、及び維持管理に係る補助制度についても財政措置を講じること。

さらに、防災行政無線や戸別受信機等の通信環境の改善を目的とした電波送信出力増強の許可等を柔軟に対応すること。

(栃木市、小山市、矢板市)

- (2) 国が予定している緊急速報メール配信地域の細分化を実現するとともに、実施にあたり市町村が負担する携帯会社側のシステム整備費用について、交付税措置等による財政支援を講じること。

(日光市)

- (3) 緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、国土強靱化、防災・減災対策の充実強化のため、補助対象の拡充及び要件緩和により市町村の負担軽減を図るとともに、制度の恒久化を図ること。特に、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債については、令和8年度以降も継続すること。

(栃木市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市)

- (4) 令和元年東日本台風(台風第19号)による甚大かつ広範囲への被害を教訓として、緊急防災・減災事業債の対象範囲に、洪水浸水想定区域からの公共施設の移転等についても含めること。

(那須烏山市)

- (5) 救助資機材搭載消防ポンプ自動車等の無償貸付事業について、都道府県へ毎年1、2台の割り当てから、台数等の拡充を図ること。

(真岡市)

- (6) 激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等を強力に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る予算を拡充すること。

(下野市)

(7) 生活に密接な防災分野のデジタル化を更に推進し、災害リスク情報等（洪水浸水想定、土砂災害、津波、火山の警戒区域、避難所情報）の一元化やデータ連携を促進するとともに、災害発生時には、AI解析等を活用して、水位情報や道路通行止め情報、避難所の空き状況など、住民のニーズに応じた情報をワンストップ化するなど、平時・非常時における国の防災情報サイトの機能拡充を図ること。

（足利市）

(8) 大規模災害では、避難所運営を担う市町村職員も被災し、避難所運営に従事できる職員が限られることから、国主導により、都道府県や地方ブロックが主体となる広域的な避難所運営体制の構築を図ること。

（足利市）

2 発災時の支援対策について

(1) 被災自治体への支援活動を積極的に行えるよう都市自治体の主体的な被災地支援を災害救助法で明確に位置づけ、支援活動に対し財政措置を拡充するとともに、災害廃棄物の処理に関し、被災地域において発生した大量の廃棄物を集積していた仮置場の復旧にかかる経費についても国が全額負担すること。

（栃木市）

(2) 被災証明の判定結果については、国費を伴う各種支援と連動していることから、被災証明発行に伴う住家被害認定調査の経費等も災害救助法の対象項目として支援すること。また、災害救助事務費については、上限を撤廃し、全額支援すること。

（栃木市）

(3) 被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するとともに、生活再建の現状に鑑み、支援金の支給額を増額すること。

また、市町村単位で適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。

（栃木市）

国への要望（令和7年度 春季） 新規要望一覧

No.	大項目 番号	中項目 番号	中項目	要望事項	提案市	担当省庁	要望文(案)
1	I	5(3)	地方創生について	地域おこし協力隊への支援 拡充	栃木市 さくら市	総務省	<u>地域おこし協力隊</u> による地域活性化を推進するため、 <u>国の財政支援による報酬費等の活動経費の上限を引き上げること。</u>
2	I	7	テレビの地理的難 視聴地域に係る対 策及び支援につい て	難視聴対策の新方式の早期 実現	大田原市 那須塩原 市	総務省	<u>地理的難視聴地域</u> における災害時等の確実な情報伝達等を確保するため、 <u>衛星放送による地上デジタルテレビ放送の再送信 について早期実現</u> を図るとともに、衛星放送を活用したサービス提供に当たっては、 <u>受信に要する費用に係る財政支援</u> を行う こと。
3	II	1(3)	介護保険制度につ いて	介護支援専門員の確保策 (給与水準、受験資格等 の見直し)	真岡市	厚生労働省	在宅要介護者の増加に対応できる <u>介護支援専門員及び主任介護支援専門員を確保するため、処遇改善加算の対象に加えるな ど、給与水準を抜本的に見直す</u> とともに、その財源は介護保険料に依存することなく、国が対応すること。 また、介護支援専門員の <u>受験資格に関し、新たな資格の追加や実務経験年数の見直し</u> などを検討し、新規入職の促進を図る こと。
4	II	3(1)	障害者福祉施策に ついて	障害福祉サービス等給付費 の国・県負担の引上げ	那須塩原市	厚生労働省	障害者の増加により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく <u>障害福祉サー ビス等給付費</u> が年々増加し、自治体の財政を圧迫する状況になっているため、 <u>国庫負担割合、都道府県負担割合をそれぞれ引 き上げること。</u>
5	II	5	外国人の受入環境 整備について	在留外国人向け相談窓口等 に対する財政支援の継続・ 拡充	鹿沼市	法務省 (出入国在 留管理庁)	今後、増加が見込まれる外国人住民が生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができ、地域住民として安心 して暮らしていける体制を整備、維持していくことは、ますます、重要となっていく。各自治体での効率的な窓口運営の検討 は必要ではあるが、財政状況による地域間格差を生じさせないためにも、 <u>在留外国人のための一元的相談窓口の運営や体制強 化に対して、継続的かつ十分な財源措置</u> を講じること。
6	III	7	スクールバスの運 行に対する財政措 置の拡充について	スクールバスへの支援拡充	佐野市	文部科学省	学校統廃合に伴う児童生徒の遠距離通学の不便を緩和し、 <u>スクールバス</u> の円滑な運行を図るため、「へき地児童生徒援助費 等補助金」の <u>補助対象期間及び距離要件を廃止</u> するとともに、 <u>市町村が負担する運行経費への補助について十分な財政措置</u> を 講じること。
7	IV	1 3	地域経済対策につ いて	中小企業等への支援強化に ついて	栃木市	経済産業省 中小企業庁 厚生労働省	<u>中小企業・小規模事業者</u> における円滑な事業承継の実施に向けた <u>事業承継税制の特例措置の更なる延長または恒久化、少額 減価償却資産特例の延長や拡充</u> を図ること。また、国では各事業者への <u>設備投資やDX化への支援</u> が推進されているが、各種 補助金手続きが中小企業・小規模事業者にとっては大きな負担となっていることから、 <u>申請手続き等の簡素化</u> を図ること。さ らには、人手不足の対応策として、 <u>外国人就労体制の規制や要件等を緩和</u> すること。
8	IV	1 5	燃料油価格高騰に 伴う燃料油価格激 変緩和補助金によ る対応について	燃料油価格抑制策の継続	さくら市	経済産業省 資源エネル ギー庁	<u>燃料油価格高騰</u> については、国民生活への影響が大きいことから、 <u>引き続き燃料油価格抑制</u> を図ること。
9	IV	16(2)	廃棄物処理対策に ついて	有機フッ素化合物（PFO S及びPFOA）への対策	下野市	環境省 国土交通省	<u>有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）による汚染実態の調査</u> を継続して実施するとともに、 <u>健康への影響を明確に示 し、必要に応じて対策</u> を講じること。
10	V	1(8)	防災・減災対策等 の充実強化につい て	広域的な避難所運営体制の 構築	足利市	内閣府	大規模災害では、避難所運営を担う市町村職員も被災し、避難所運営に従事できる職員に限られることから、 <u>国主導によ り、都道府県や地方ブロックが主体となる広域的な避難所運営体制の構築</u> を図ること。

※栃木県提出議案における大項目

- I 地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について
- II 福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について
- III 教育文化行政の充実強化について

- IV 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について
- V 防災対策の充実強化について

別紙2

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市 栃木市、さくら市
要望項目(大) 都市行財政の充実強化について
要望項目(中) 地方創生について
要望内容 地域おこし協力隊による地域活性化を推進するため、国の財政支援による報酬費等の活動経費の上限を引き上げること。
提案理由等 地域おこし協力隊については、総務省が令和8年度に10,000人を目標に掲げている。 隊員の活動経費は年520万円/人が上限で、うち報償費等は年320万円/人が上限に定められているが、近年の急激な物価高騰や光熱水費の上昇により、隊員の生活水準の低下や活動内容の抑制などの影響を受けている。 また、近年の人事院勧告で、公務員給与が引き上げられたことにより、隊員を会計年度任用職員として採用している地方公共団体では、報償費の上限を越えて隊員へ給与を支払う必要が生じている。この場合、超過分は地方公共団体が自主財源から負担することとなるため、今後もこの状況が続く場合は、初任給の下方調整や新規隊員の採用見直しなどを検討せざるを得ない状況である。 以上のことから、地域おこし協力隊の更なる推進と隊員による地域活性化を強く希望するもの。
担当省庁 総務省
関係法令 地域おこし協力隊推進要綱

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市 大田原市・那須塩原市
要望項目(大) 都市行財政の充実強化について
要望項目(中) テレビの地理的難視聴地域に係る対策及び支援について
<p>要望内容</p> <p>地理的難視聴地域における災害時等の確実な情報伝達等を確保するため、衛星放送による地上デジタルテレビ放送の再送信について早期実現を図るとともに、衛星放送を活用したサービス提供に当たっては、受信に要する費用に係る財政支援を行うこと。</p> <p>なお、地理的難視聴地域の多くは高齢化が進み、資材等高騰の影響とも併せ、共聴施設の維持管理や改修、光ファイバー化に係る費用負担が極めて困難であることから、衛星放送を活用した再送信サービスへの移行までの既存共聴施設に係る維持費用や撤去費用についても財政支援を行うこと。</p>
<p>提案理由等</p> <p>本県の山間部に位置する地理的難視聴地域の多くは、災害発生時には孤立集落となる可能性が高い地域であり、集中豪雨や台風などによって水害や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発出される避難指示情報について、テレビ放送やデータ放送により収集し、速やかな避難行動を取ることが大変重要となっている。</p> <p>当該地域については、地上デジタルテレビ放送移行時に共聴施設を設置し、その移行に対応したところであるが、災害発生時に共聴施設が被災した場合には、テレビ放送等が受信できなくなる不安を抱えており、また、高齢化や人口減少により、共聴施設の維持管理も困難な状況になってきている。</p> <p>なお、地上デジタル放送への移行時、地元住民により設置された共聴施設は、その維持管理に係る費用及び地デジ化以前の老朽化した共聴施設の改修や移転、光ファイバケーブル化に係る費用の負担が発生している。しかし、地理的難視聴地域の多くは高齢化率が高く、資機材等の高騰の影響もあり、地域内で費用負担することは、極めて困難な状況となっている。</p> <p>これらの問題を解決するため、共聴施設による情報伝達の代替手段として、総務省の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会・衛星放送ワーキンググループ」において検討されている、衛星放送による地上デジタルテレビ放送の再送信について早期実現を要望する。</p>

併せて、衛星放送を活用した再送信サービスへの移行までの既存共聴施設に係る維持費用や撤去費用について、地域によって財政負担の格差が生じないよう財政支援を要望する。

○衛星放送による地上デジタルテレビジョン放送の再送信に関する実証実験

委託者：総務省

受託者：NTT コミュニケーションズ株式会社

実施期間：2025年1月20日（月）～2月20日（木）

目的：地上デジタルテレビ放送の代替手段として、衛星放送の活用を念頭に、代替する場合の仕組みや実用化に向けた課題解決の検討に資するよう、技術的課題や視聴者の受容性などについて検証・整理を行う

担当省庁

総務省

関係法令

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市 真岡市
要望項目(大) 福祉行政の充実強化について
要望項目(中) 介護保険制度について
要望内容 <p>在宅要介護者の増加に対応できる介護支援専門員及び主任介護支援専門員を確保するため、処遇改善加算の対象に加えるなど、給与水準を抜本的に見直すとともに、その財源は介護保険料に依存することなく、国が対応すること。</p> <p>また、介護支援専門員の受験資格に関し、新たな資格の追加や実務経験年数の見直しなどを検討し、新規入職の促進を図ること。</p>
提案理由等 <p>超高齢社会の進展に伴い、介護サービスのニーズは増加の一途であるが、それを担う介護人材の不足は全国的な課題であり、特に、在宅要介護者を支える要の介護支援専門員のなり手不足は重要かつ喫緊の課題である。</p> <p>なり手不足の要因として、給与水準が業務量に見合っていない状況にあるとともに、居宅介護支援事業所等が処遇改善加算の対象に含まれていないことも一因となっている。</p> <p>また、介護支援専門員受講試験に関して、2018年の受験資格の厳格化により、受験者数は大幅に減少（約6割）するとともに、現在勤務する介護支援専門員の平均年齢は高く、今後、退職を迎える人材が多い状況もあり、なり手不足の対策を早急に実施する必要がある。</p>
担当省庁 厚生労働省
関係法令

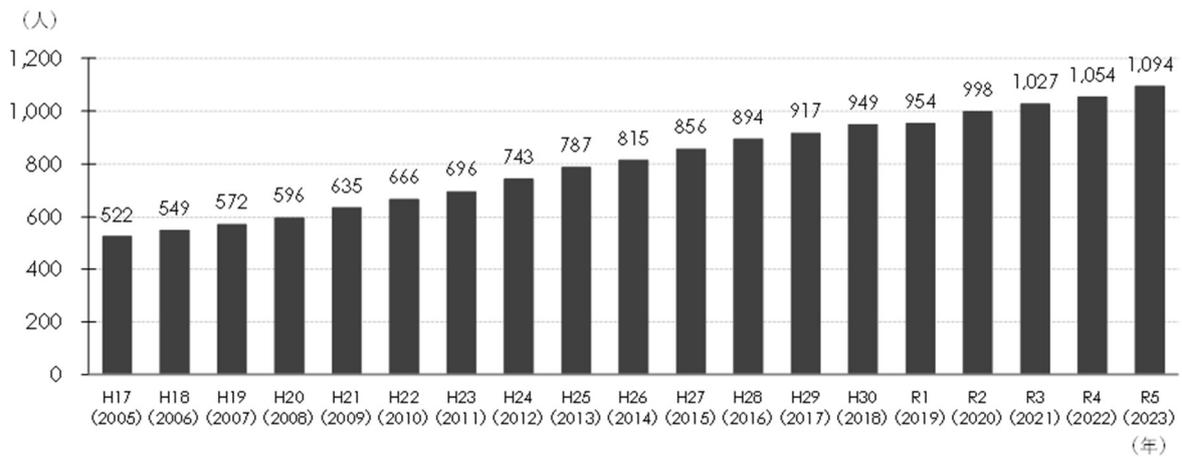
要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

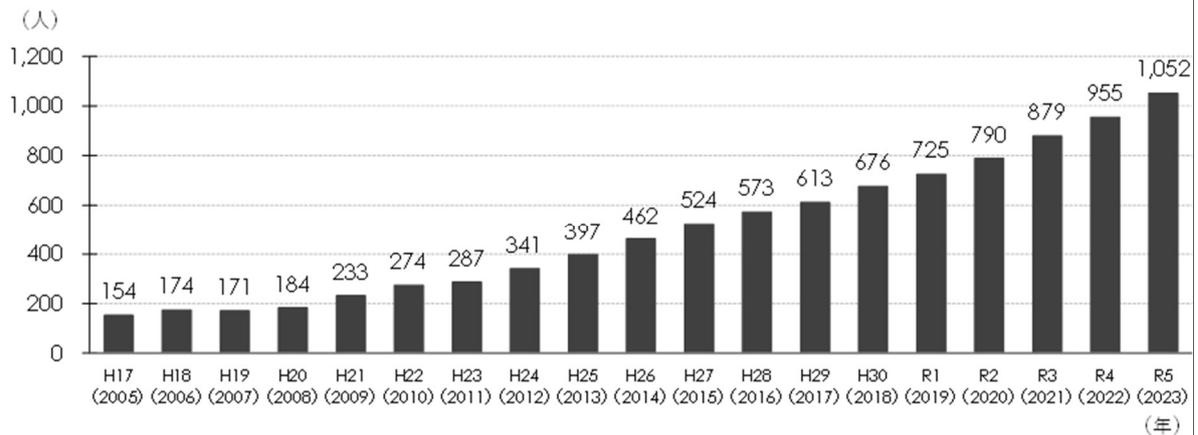
提出市 那須塩原市
要望項目(大) 福祉行政の充実強化について
要望項目(中) 障害者福祉施策について
要望内容 障害者の増加により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等給付費が年々増加し、自治体の財政を圧迫する状況になっているため、国庫負担割合、都道府県負担割合をそれぞれ引き上げること。
提案理由等 近年、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等給付費は、障害者の増加に伴い、年々増加しており、令和6年度の給付実績見込み額は、5年前と比較して、1.7倍となっている。 また、障害福祉サービス等給付費が市一般会計歳出予算全体に占める割合は、令和元年度が約4.2%であったのに対し、令和5年度は約5.8%となっており、財政を圧迫している状況が続いている。 このまま障害福祉サービス等給付費が増加し続けると、基礎自治体の必要な事業への影響も懸念され、事業の柔軟性にも影響が出てくる。 そのことから、障害福祉サービス等給付費における国庫負担割合、都道府県負担割合をそれぞれ引き上げ、市町村の財政負担の軽減を図ることを要望する。 ◆那須塩原市障害者福祉サービス等給付費 R6 3,646,062,784円(見込み) R5 3,121,894,864円 市一般会計予算全体に占める割合 5.8% R4 2,759,979,498円 R3 2,579,544,602円 R2 2,274,062,044円 R1 2,102,196,966円

◆那須塩原市障害者手帳所持者の推移（療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

①那須塩原市の療育手帳所持者数の推移【年々増加している】



②那須塩原市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【10年で約3倍に増加している】



担当省庁
厚生労働省

関係法令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
児童福祉法

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市 鹿沼市
要望項目(大) 福祉行政の充実強化について
要望項目(中) 外国人の受入環境整備について
要望内容 今後、増加が見込まれる外国人住民が生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができ、地域住民として安心して暮らしていける体制を整備、維持していくことは、ますます、重要となっていく。各自治体での効率的な窓口運営の検討は必要ではあるが、財政状況による地域間格差を生じさせないためにも、在留外国人のための一元的相談窓口の運営や体制強化に対して、継続的かつ十分な財源措置を講じること。
提案理由等 人口減少・少子高齢化を背景とした我が国の労働力不足の解消のため、国として現在、育成就労制度の創設等、外国人の受入を加速する中で、外国人住民が単なる労働力だけではなく、地域の担い手として、安心して暮らしていく上で、不安を解消するためにも、一元的相談窓口は、これまで以上に重要となっていく。 現に、外国人の受け入れが拡大していく中で、地域の空き家等を企業が活用し、今まで外国人が居住してこなかった地域内に、突然、多くの外国人が住み始めることによる地域住民とのトラブル等も発生するようになってきている。そういったトラブル等を解消する際にも、一元的相談窓口は、日本人住民と外国人住民、雇用する企業、行政等とをつなぐ重要な役割を担っている。 本市では、平成 28 年 4 月に人口の約 1% (1,048 人) であった外国人住民の人口が、令和 7 年 1 月には、人口の約 2% (1,860 人) と増加している。それに伴い、一元的相談窓口での相談件数は、令和元年度の 715 件から、令和 5 年度には 1,726 件に増加し、その内容も多様化していることから、外国人相談員には言語のみならず、幅広い知識や経験が必要とされる。そうした相談員の安定した雇用や質を維持するためにも、外国人環境整備交付金による財政支援は不可欠である。 その中で、令和 6 年度外国人受入環境整備交付金は、初めて全国的に減額調整となった。加えて、令和 7 年度については、政府予算案がさらに減額されることから、一元的相談窓口での相談件数に応じた交付率の決定等、出入国在留管理庁による査定も予定されている。 国の施策として外国人受入拡大を推進するのであれば、一元的相談窓口や地域での日本語学習の充実に係る経費等付随する予算についても、十分に確保することが必要と考える。
担当省庁 法務省（出入国在留管理庁）
関係法令

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市 佐野市
要望項目(大) 教育文化行政の充実強化について
要望項目(中) スクールバスの運行に対する財政措置の拡充について
要望内容 <p>学校統廃合に伴う児童生徒の遠距離通学の不便を緩和し、スクールバスの円滑な運行を図るため、「へき地児童生徒援助費等補助金」の補助対象期間及び距離要件を廃止するとともに、市町村が負担する運行経費への補助について十分な財政措置を講じること。</p>
提案理由等 <p>「へき地児童生徒援助費等補助金」の補助要件に、小学生4 km以上、中学生6 km以上の距離要件があるが、少子化により通学班が編成できず、徒歩通学に不安を感じ乗車を希望するケースなど、地域の実情と基準に乖離がみられる。したがって、全国一律の距離要件ではなく、地域の通学の実情を配慮したものになるよう求めたい。</p>
担当省庁 文部科学省
関係法令 へき地教育振興法、同施行令、へき地児童生徒援助費等補助金

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市 栃木市
要望項目(大) 都市基盤及び生活環境の整備について
要望項目(中) 地域経済対策について
要望内容 <p>中小企業・小規模事業者における円滑な事業承継の実施に向けた事業承継税制の特例措置の更なる延長または恒久化、少額減価償却資産特例の延長や拡充を図ること。また、国では各事業者への設備投資やD X化への支援が推進されているが、各種補助金手続きが中小企業・小規模事業者にとっては大きな負担となっていることから、申請手続き等の簡素化を図ること。さらには、人手不足の対応策として、外国人就労体制の規制や要件等を緩和すること。</p>
提案理由等 <p>物価高騰によるコスト増やコロナ融資等の返済、賃上げによる人件費の増加と人手不足等により厳しい経営状況が続いている中小企業・小規模事業者への充実した支援が必要である。</p> <p>事業承継税制の特例措置は、円滑な事業承継や若返りを契機とした生産性の向上等に大いに貢献しているが、後継者が事業承継税制を活用しようと行動を始めたとしても、計画提出期限や特例措置の期限に間に合わない事業者もあるため、2026年3月31日までとなっている事業承継税制の特例措置の更なる延長または恒久化、並びに一般措置の拡充が必要である。</p> <p>また、少額減価償却資産特例制度については、2026年3月31日までとなっている適用期限の延長と、物価高騰の影響から限度額を超えるケースが増加している状況にあることから、対象資産の限度額および取得合計額の上限を引上げるようお願いしたい。</p> <p>設備投資やD X化等の支援補助金については、様々な要件チェックや申請プロセスが複雑で分りにくい面がある。事業計画を綿密に作成し申請書の提出、採択の決定を受けてからの事業実施、決済、効果に関する事業報告等のプロセスが必要となり、時間的な効率も悪く補助金に特化した専門家等の活用も必要とされる場合がある。特にI T補助金については、補助金利活用の検討から申請、機器の導入、決済、効果検証までの一連の流れが多岐にわたり複雑である。中小企業・小規模事業者の限られた人員の中で対応することは不可能と判断し、補助金活用を見送るケースも見受けられるため、可能な限りの申請システム・実績報告・運用の仕組みのシンプル化を図り、利用しやすい仕組みに変えていただきたい。</p> <p>さらに、人材不足により事業が拡大できない事業者や、事業継続が困難となり事</p>

業の縮小や廃業を検討する事業者が現れている。地域内の中小企業・小規模事業者についても、後継者不在による廃業に加え、従業員の雇い入れ難により事業継続が困難となるなど、人手不足が大きな経営課題となっていることから、新たな外国人の育成就労制度の創設においては、外国人受け入れ対象業種の製造業分野において医療用機械器具・医療用品製造業（日本産業分類 274）を対象に追加していただきたい。

また、外国人の国内就労を進めるために、在留資格の取得手続きについては、海外企業で採用された従業員を同一資本の別企業となる国内企業に出向（転籍）させる際に、企業内異動と比較すると申請書類等が多く、資格の取得手続きにかなりの時間を要することから、同一資本の企業間での転籍要件を緩和していただきたい。

なお、本要望は、中小企業・小規模事業者の経営を取り巻く環境の厳しい経営状況が続くことが想定されることを鑑み、本市内の商工会議所及び商工会で構成されている「栃木市商工経済団体連絡協議会」から本市への要望書において、市から国への働きかけ項目として要望を受けている。

担当省庁

経済産業省、中小企業庁、厚生労働省

関係法令

中小企業支援法

経営承継円滑化法、租税特別措置法

働き方改革関連法、労働基準法、出入国管理及び難民認定法、

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市 さくら市
要望項目(大) 都市基盤及び生活環境の整備について
要望項目(中) 燃料油価格高騰に伴う燃料油価格激変緩和補助金による対応について
要望内容 燃料油価格高騰については、国民生活への影響が大きいことから、引き続き燃料油価格抑制を図ること。
提案理由等 国においては、令和6年11月22日の閣議決定により燃料油価格激変緩和補助金について、令和7年(2025年)1月16日以降、新基準価格(185円/1)以下については補助を行わないこととし、運用が開始されている。 車社会の地方において、燃料油価格の高騰は、国民生活並びに経済への影響が大きいことから、過去の制度同様に基準価格(168円/1)から新基準価格(185円/1)の部分についても補助対象とするよう要望するもの。
担当省庁 経済産業省、資源エネルギー庁
関係法令

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市 下野市
要望項目(大) 環境施策の充実強化について
要望項目(中) 廃棄物処理対策について
要望内容 有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）による汚染実態の調査を継続して実施するとともに、健康への影響を明確に示し、必要に応じて対策を講じること。
提案理由等 有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）による汚染はここ数年全国的に深刻化しており、県内においても栃木県及び宇都宮市が行った地下水水質検査において局地的に比較的濃度が高い地点があることが判明したほか、下野市の地下水質調査や浄水検査においても国の暫定目標値を超える濃度が検出された。 このようなことから、国に対し、住民の安全・安心を確保するため、汚染実態の調査や健康への影響の明確化を要望するもの。
担当省庁 環境省、国土交通省
関係法令

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市	足利市						
要望項目(大)	大規模災害への対応及び防災対策の充実強化について						
要望項目(中)	防災・減災対策等の充実強化について						
要望内容	大規模災害では、避難所運営を担う市町村職員も被災し、避難所運営に従事できる職員に限られることから、国主導により、都道府県や地方ブロックが主体となる広域的な避難所運営体制の構築を図ること。						
提案理由等	<p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能登半島地震では避難生活が長期化し、災害関連死者の増加とともに、避難者対応する市町村職員に過大な負担がかかり、復旧復興の妨げになっている。 ・ 発災から 30 年となった阪神大震災(1995)から能登半島地震までの大規模災害でも、同様の課題が繰り返し指摘されているものの、抜本的な改善がなされていない。 ・ 大規模災害では、避難所運営を担う市町村職員やその家族も被災し、避難所運営や復旧復興に従事できる職員に限られ、勤務ローテーションの確保が困難である。 <p>2 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者である市町村職員が避難所運営の主体となっていること ・ 被災市町村が避難所運営や物資の調整を行うことは業務量が過大 ・ 市町村職員は、避難所対応の専門家ではなく、復旧復興のための業務も担う ・ 平時から市町村が主体となり備蓄や訓練を実施しており受援体制が不十分 <p>3 改善要望事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置が検討されている「防災庁」が旗振り役となり、大規模災害時は、都道府県や地方ブロックが主体となる広域的な避難所運営体制の構築をお願いしたい。 ・ 次のとおり時間軸で役割分担し、平時もその役割に沿った準備をお願いしたい。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">0～24 時間</td> <td style="padding: 5px;">被災地市町村による避難所対応 ・ 避難所開設・受入、応急対策</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">12～24 時間</td> <td style="padding: 5px;">都道府県・地方ブロックからの速やかな応援 ・ 避難所応援職員、専門職や支援団体等の派遣・調整 ・ 避難所運営を被災地職員から応援職員等へ引き継ぎ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">24 時間 以降</td> <td style="padding: 5px;">国・支援団体 ・ 全国的な支援団体等による避難所応援、衣食住環境のプッシュ支援</td> </tr> </table>	0～24 時間	被災地市町村による避難所対応 ・ 避難所開設・受入、応急対策	12～24 時間	都道府県・地方ブロックからの速やかな応援 ・ 避難所応援職員、専門職や支援団体等の派遣・調整 ・ 避難所運営を被災地職員から応援職員等へ引き継ぎ	24 時間 以降	国・支援団体 ・ 全国的な支援団体等による避難所応援、衣食住環境のプッシュ支援
0～24 時間	被災地市町村による避難所対応 ・ 避難所開設・受入、応急対策						
12～24 時間	都道府県・地方ブロックからの速やかな応援 ・ 避難所応援職員、専門職や支援団体等の派遣・調整 ・ 避難所運営を被災地職員から応援職員等へ引き継ぎ						
24 時間 以降	国・支援団体 ・ 全国的な支援団体等による避難所応援、衣食住環境のプッシュ支援						

4 期待される成果

- ・ 被災地市町村の負担を軽減し、復旧復興業務へ注力できる
- ・ 応援職員の即時派遣体制を構築できる(12時間以内に出発)
- ・ 平時及び災害時業務の役割分担の明確化による効率化が図れる
- ・ 避難所運営の品質向上と被災者の生活環境の向上が図れる(災害関連死ゼロ)

担当省庁
内閣府

関係法令
災害対策基本法

市町村第 891-1 号
令和 7 (2025) 年 2 月 17 日

栃木県市長会長 }
 } 様
栃木県町村会長 }

栃木県総合政策部長

令和 7 (2025) 年度市町村長会議における協議事項について (照会)

このことについて、下記のとおり提出くださいますようお願いいたします。

記

1 対象事項

市町に共通する当面の諸問題に関する協議事項

2 提出期限

令和 7 (2025) 年 4 月 11 日 (金)

3 提出方法

電子メールにて以下まで提出願います。(様式任意)

提出先: 市町村課管理担当 [shichoson-kanri@pref.tochigi.lg.jp]

市町村課管理担当 後藤
TEL 028-623-2113

事務連絡

令和7(2025)年2月17日

栃木県市長会事務局 }
御中
栃木県町村会事務局 }

栃木県総合政策部市町村課

市町村長会議における協議事項に係る留意点について（依頼）

市町村長会議は、県と市町村の当面する諸問題について、知事と各市町長が「意見交換」を行うことを目的に開催しており、令和7年度の会議日時は令和7年5月27日(火)15時を予定しております。

意見交換のための十分な時間を確保し、できる限り多くの市町長に御発言をいただくためにも、市町側（市長会及び町村会）からの協議事項については、原則として下記のとおりとさせていただきます。御配慮くださるようお願いします。

記

- 1 協議事項数は5項目以内としてください。
- 2 協議事項ごとの論点は1つとしてください。
- 3 協議事項については、市町に共通する課題の選定に御協力願います。
- 4 協議事項を発言する市町長も記載願います。
- 5 協議事項の提出期限は、令和7(2025)年4月11日（金）とさせていただきましたが、それまでの間も随時、情報提供いただきますようお願いいたします。

管理担当 後藤
TEL 028-623-2113